

官報

号外 令和三年三月二十三日

○第二百四回 衆議院會議録 第十四号

令和三年三月二十三日(火曜日)

議事日程 第八号

令和三年三月二十三日

午後一時開議

第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

第二 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第四 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第二 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

令和三年三月二十三日 衆議院會議録第十四号

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長金子恭之君。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

〔金子恭之君登壇〕

○金子恭之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

地震防災対策特別措置法は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ制定されたもので、本法に基づき、各都道府県においては、地震防災緊急事業五年計画を定め、施設等の整備等を鋭意進めてきたところであります。

しかしながら、日本各地で地震が多発し、また、首都直下地震等の発生が懸念されている現状

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

に鑑みれば、地震防災対策のなお一層の充実強化を図る必要があります。

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の有効期限を令和八年三月三十一日まで五年延長する改正を行おうとするものであります。

本案は、去る十八日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長あかま二郎君。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔あかま二郎君登壇〕

○あかま二郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、五か年の指定期限の撤廃等改良すべき踏切道の指定方法の見直し、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設、広域災害応急対策の拠点となる防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設、鉄道事業者による災害時の他人の土地の使用等に係る措置の拡充等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十六日日本委員会に付託され、翌十七日赤羽国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、十九日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第三、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について承認を求めるの件 放送法第七十条第二項の規定に基づき承認

条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長あべ俊子君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔あべ俊子君登壇〕

○あべ俊子君 ただいま議題となりました在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本議定書は、本年二月二十四日に東京において署名されたもので、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の有効期間を二〇二二年三月三十一日まで一年間延長するための改正を行うものであります。

本件は、去る三月十二日、本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十七日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十九日に質

疑を行い、討論の後、採決を行った結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第四 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第四、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長石田祝稔君。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の令和三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求

めるものであります。

まず、収支予算は、一般勘定において、事業収入六千九百億円、事業支出七千三百三十億円となっており、事業収支における不足二百三十億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとしております。

次に、事業計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する放送・サービスの実施、訪問によらない効率的な営業活動の推進、グループ全体での業務の見直し及び組織の効率化等に取り組むこととしております。

なお、この収支予算等について、総務大臣から、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保すること等を求める旨の意見が付されております。

本件は、去る三月十七日本委員会に付託され、翌十八日、武田総務大臣から趣旨の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑に入り、昨二十二日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣 赤羽一嘉君。

〔国務大臣赤羽一嘉君登壇〕

○国務大臣(赤羽一嘉君) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、気候変動の影響により全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、今後、さらに、雨量の増大が見込まれる中、国民の命と暮らしを守るためには、治水対策の抜本的な強化が急務となっております。

具体的には、上流から下流や本川、支川等、流域全体を俯瞰し、遊水地の整備や河道掘削、堤防整備といった、これまで計画的に進めてきた河川等の整備を一層加速することともに、国、自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働してハード、ソフトの治水対策に取り組む流域治水が重要であり、その実効性を高め、強力に推進するための制度が必要であります。

このような趣旨から、この度、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和三年三月二十三日 衆議院会議録第十四号

第一に、流域治水を全国で展開するための計画や体制として、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会する協議会において、河川の整備に加え、自治体や民間等による雨水貯留浸透対策、土地利用の方針等の計画を協議し、実施する仕組みを創設するとともに、この仕組みを全国の河川で活用することとしております。

第二に、河川の氾濫をできるだけ防ぐには、堤防等の河川整備がまず重要であります。これに加え、利水ダムの事前放流を拡大できるよう、河川管理者や利水者等により構成される協議会制度を創設することとしております。併せて、保水、遊水機能を有する土地等について届出、勧告制度の導入により保全を強化するとともに、雨水貯留浸透施設の認定や支援の制度を創設し、自治体や民間による整備を推進することとしております。

第三に、浸水に強いまちづくりを進めるため、浸水リスクが高いエリアで住宅等の安全性を建築等の前に確認する浸水被害防止区域の制度を創設するとともに、安全なエリアへの移転のための防災集団移転促進事業の対象等を拡充することとしております。併せて、災害時の避難先となる拠点の整備等を計画的に進める仕組みを導入することとしております。

第四に、実効ある避難を促すため、ハザードマップの作成対象を拡大し、浸水リスク情報の空白域を解消するとともに、要配慮者施設に係る避難計画等について市町村が助言、勧告できる制度を創設することとしております。併せて、自治体が管理する河川での国による権限代行制度を拡充することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の要旨でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小宮山泰子君。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 立憲民主党の小宮山泰子です。立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました特定都市河川浸水被害対策法等改正案、いわゆる流域治水関連法案について質問いたします。(拍手)

本法案が作られた背景には、度重なる水害被害があり、事業の遂行には、政府への信頼が大前提となります。そこで、まず、武田総務大臣にお伺いします。

昨日の総務委員会でも議論になりましたが、昨年十一月十一日に武田大臣がNTT及びNTTドコモとともに会食をした葛西敬之氏が名誉会長を務めるJR東海は、列車内や駅構内でも光ネットワークや列車無線を利用する、電気通信事業法上の電気通信事業者です。すなわち、総務省にとつて、法律上、NTTやNTTドコモと全く同じ、利害関係者であります。

しかも、昨年十一月といえば、総務省所管の情報通信研究機構に、JR東海が近い将来利用するであろう高速移動体の技術開発費約三百億円を令和二年度第三次補正に盛り込むことを決定する、大詰め の 時期 です。

武田大臣は、この状況及びJR東海が利害関係者であることを認識しながら、大臣規範に照らし合わせて、何のちゅうちょもなく会食の誘いを受けたということでしょうか。

この会食の事務連絡において、総務省は関与していたのでしょうか。また、利害関係者との会食について事前に会費はどのように取り決めていたのでしょうか。

武田大臣は、葛西名誉会長以外の参加者を知らなかった旨答弁していますが、その場に、株式公開買い付け当事者であり、総務省にとつて最も深い利害関係者の一つであるNTTとNTTドコモのトップが同席したことを知って、なぜ即座に退席しなかったのでしょうか。

結局、一時間にも及び飲酒を伴いながら懇談するとは、大臣としての倫理意識はあきれるほど低いものと言えるのではないのでしょうか。

それぞれ御答弁ください。

さて、我が国は、災害大国と言われます。全ての人々が安全に暮らせる、災害に強い国、社会をつくることは、我々政治家に託された使命です。災害大国であっても安全であることは資産であり、世界から信用を得ることにつながり、日本の基幹産業となるべき観光関連産業にも裨益します。

そのためにも、国の河川整備は着実に推進しつつも、地域の決断を尊重し、財政面を始め、思い切った措置、支援を講じる必要があります。

今回の改正は、気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、これまで取り組まれてきた水防、防災意識の再構築の取組を一步進めるため、都市化の進展による安全度の低下に対応するため、従来の総合治水の取組を全国の河川に拡大すると

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案についての赤羽国土交通大臣の趣旨説明 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案の趣旨説明 明に対する小宮山泰子君の質疑

ともに施策を拡充し、併せて事前防災対策を加速させることで、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水を推進し、総合的かつ多層的な対策を行えるようにするものです。

これまでの水防意識社会の再構築の取組が進められても、毎年のように大規模な水災害が起き、人的、物的被害が絶えませんでした。このような状況を考えると、これまでの治水は抜本的な対策とは言えなかったのではないのでしょうか。

国交大臣に、これまでの治水の総括をお伺いいたします。

流域治水関連法案は、特定都市河川浸水被害対策法や、水防法、河川法等、主要な法案だけでも九本にわたる、いわゆる束ね法案です。

一方で、あくまで国土交通省の法案であり、水害対策との関係の深い森林の整備や保全、農業との関連など、他省庁との連携が弱いことを指摘せざるを得ません。

また、近年の洪水等の状況も念頭に置いて制定された水循環基本法では、河川等と並んで森林、農地の整備が挙げられ、水循環に関する総合的、一体的な施策として進めていくことを求めています。

しかし、流域治水関連法案では、森林、農地等の整備、保全に関し、法律上明確な位置づけが見当たりません。

政府全体で総合的に施策を進める水循環基本法の趣旨を踏まえ、国土交通省を超える枠組みでの流域治水を検討し、農林施策と治水との関連性を持たせる制度上の整備が必要と考えますが、なぜ法律上の位置づけがないのでしょうか。お答えください。

また、流域のあらゆる関係者が協働で行う流域

治水による水害対策においては、集水域における森林、治山施設の整備や、農地の保全も重要な役割を担うと考えます。

農林施策においては、治水に資する新たな制度の創設等は検討されているのでしょうか。農林水産大臣より御答弁ください。

さて、本法案では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域における協議会を設置することとされています。本法案による協議会が治水に特化したものであるとはいえ、水被害を含む総合的な施策が協議される水循環基本計画との乖離があつてはなりません。

同じ水を対象とする両協議会の関連性が示されていないのはなぜでしょうか。また、それぞれの果たすべき役割をどのように考えているのか。両協議会が策定する計画の内容に整合性が確保されるべきと考えますが、これらへの対応について、国土交通大臣の見解をお伺いいたします。

今回、協議会の設置や流域治水の計画に基づく雨水貯留浸透施設に係る官民連携、土地利用規制等の抜本的な対策が可能となるのは、特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川の流域ということになります。そのため、指定が行われない限り、改正案により創設、拡充される様々な制度の多くは使われないこととなってしまいます。

本法案で創設される多くの施策を特定都市河川の流域における限定的な制度とした理由は何でしょうか。お答えください。

現状を見ると、特定都市河川は八水系しかありません。国はその指定対象を全国に広げるとしていい、国や都道府県である指定権者の判断が必要な制度となり、特定都市河川の指定により、計画策定や協議会の運営に加え、計画を実施

するために貯留浸透施設等を設ける地方公共団体は、財政的負担、人的負担が生じます。一定規模以上の宅地化等に対し、雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられることになりましたから、流域治水に取り組む必要があつても、指定が進まないことも懸念されます。

まず、実際に指定が行われるよう、国は法律による指定対象の拡大のほかに、どのような対策を講じるのですか。大臣にお尋ねいたします。

災害は全国どこでも起こるものであります。特定都市河川の指定に時間を要する場合や未指定の地域における対策も重要です。

特定都市河川の指定のない河川の流域における雨水貯留浸透施設の整備の推進や、浸水により人命への危険が想定される土地利用規制等の対策について、国土交通大臣の御見解をお聞かせください。

昨年七月の社会資本整備審議会の答申において、「流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していくべきである。」と提言されています。

水害を軽減するグリーンインフラの活用は、生物多様性が高いほど、自然が持つ防災・減災機能や水質浄化などへの効果も期待されます。

今回の流域治水において、各地それぞれの生物多様性、自然環境を保全、再生し、自然を生かすとの観点が必要と考えているのか、また、生態系ネットワークなど、地域の生態系や生物多様性を治水とともに構築していく考えがあるのか、環境

大臣にお伺いいたします。

創設される貯留機能保全区域は、当該区域の指定は地権者の同意を得て行い、保水、遊水機能を阻害する行為を事前に届けることが義務づけされています。

遊水によって農作物に被害が生じた際の補償や地権者が遊水地とすることを許容する場合の買収などをセットにして、区域の指定を促進していくことが重要と考えますが、どのような措置を行うことを想定しているのでしょうか。また、少なくとも固定資産税の減免など、指定を促進するためには何らかの経済的なインセンティブを設ける必要があるのではないのでしょうか。国土交通大臣にお伺いします。

次に、利水ダム等の事前放流についてお尋ねいたします。

ダムのような、いわゆるグレイインフラの整備も、グリーンインフラの活用と両立するものです。特に、既存のダムを最大限活用していくダムの事前放流は、その取組を進めていく必要があると考えています。

本法案により、ダムの事前放流の取組を強化していくため、利水者を含む協議会が法定化されますが、利水者は発電や農業等の国土交通省以外の所管官庁の関係者であり、従来の縦割り行政の壁を越えた流域治水実現のための連携が鍵となります。

治水協定の締結による総論的な枠組みだけでなく、今後、事前放流を効果的に実施するためには設備の増強や情報の共有が必要となりますが、どのように連携し、取り組んでいくつもりなのか、お聞かせください。

樋門操作についてもお伺いします。

水被害による被害の約三割は内水被害によるものであり、特に都市部であるほどその割合は大きくなります。

改正案では、下水道の樋門の操作規則の策定を義務づけることとしていますが、その効果をどのように見込んでいるのか、お答えください。

一方で、規則を定めても、設備が老朽化、陳腐化し、操作を安全に行うに当たつての根本的な課題が多いのが現状です。管理者である地方公共団体は厳しい財政状況にありますが、政府はどのような支援を考えているのでしょうか。お聞かせください。

さて、本法案は、度重なる水害被害に遭った当該自治体の要望もあり、作成されました。成立後には大規模な事業予算が必要となります。

本日、図らずも裁判では罪を認めましたが、さきの参議院選挙広島選挙区における河井元法務大臣夫妻による買収事件では、裁判において、お金を受け取った側の地方議員から、現金の受取を拒むと、国の助けを受けて進める地方の事業を邪魔されることを恐れたとの発言が報道されていました。

政策の実行、予算の箇所づけは、与党や特定の議員によって左右されるべきものではなく、必要性を公正公平に検討した上で決定されるべきものです。与党議員がいるから予算がつく、事業が進む、そういったことが実態なのでしょうか。政策実行、事業への予算づけの公平性、公正性の確保に関して、国土交通大臣よりお答えください。

最後になりますが、改めて、被災された皆様に衷心よりお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げますとともに、復旧復興の支援については、党派を超えて全力で対応し続けることを立憲民主党

としてお誓い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 小宮山泰子議員から、まず、これまでの治水対策の総括についてお尋ねがございました。

近年の水災害対応としては、平成二十七年関東・東北豪雨を受け、避難体制を強化するなど、水防災意識社会の再構築を図るためのソフト対策の充実、平成二十八年北海道・東北豪雨や平成二十九年九州北部豪雨を受け、中小河川におけるハード、ソフト対策の強化などの取組を進め、浸水被害が最小化されたものと評価しています。

しかし、平成三十年七月豪雨や令和元年東日本台風など、近年、気候変動の影響が指摘されている大規模な水災害が発生しており、今後も更なる頻発化、激甚化が予想されていることを踏まえ、これまで進めてきた治水対策を抜本的に強化する必要がありますと考えております。

このため、治水計画を気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画に見直すとともに、流域治水プロジェクトの推進等、あらゆる関係者が協働で取り組む流域治水を推進してまいります。

次に、農林施策と流域治水との関係についてお尋ねがございました。

流域治水の取組は、水循環基本法に基づく水循環基本計画の趣旨も踏まえ、政府一体となって進めていくことが重要です。

本法案で新たに創設する流域水害対策協議会においても、農林分野等の関係機関が参画できる法制度となっており、これにより関係機関が連携して流域治水を推進してまいります。

流域水害対策協議会と水循環基本計画に基づく水循環の協議会との関係についてお尋ねがございました。

流域水害対策協議会は河川における流域治水のための計画を、また、水循環基本計画に基づく協議会は健全な水循環の維持、回復のための計画をそれぞれ協議する役割を担っております。

本法案におきまして両協議会の関係性は明示しておりませんが、流域治水は、水循環政策の一部を構成するものであり、閣議決定された水循環基本計画にも位置づけられていることから、健全な水循環の維持、回復のための計画と流域水害対策計画は、当然に整合が図られるべきものと考えております。

本法案で創設する多くの施策を特定都市河川の流域で行うこととした理由についてお尋ねがございました。

令和元年東日本台風などでは、バックウォータールー現象によって氾濫が発生しやすい本川と支川の合流点付近や、川幅が狭くなる狭窄部の上流側などの、現行の特定都市河川法で指定されていない多くの河川において、甚大な浸水被害が発生いたしました。

全国には、このような自然条件によって、河道等の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川が数多く存在しています。

今回の改正案では、こうした自然条件にある河川を新たに本法の対象に追加することとし、現状の八水系六十四河川から、関係自治体との調整を経て、数百程度の河川を指定することを想定しております。

特定都市河川の指定を進めるための対策についてお尋ねがございました。

現在、全国百九全の一級河川において流域治水プロジェクトの検討が進められておりますが、これを推進する中で、新たな特定都市河川の指定についても、河川管理者である関係自治体において積極的に検討が進められるものと認識をしております。

さらに、自治体等が整備する雨水貯留浸透施設に対する財政支援を行うとともに、計画作成に係る技術的助言により人的負担軽減にも努めてまいります。

特定都市河川の指定がない河川の流域における対策についてお尋ねがございました。

特定都市河川の指定のない河川におきましても、浸水被害を防止する観点では重要であるため、特定都市河川と支援や規制内容に差はあるものの、流域における雨水貯留対策や土地利用規制等を組み合わせ、必要な対策を推進してまいります。

貯留機能保全区域での支援策についてお尋ねがございました。

貯留機能保全区域は、現状の土地が持つ雨水等を貯留する機能を保全するため、土地所有者の同意を得た上で盛土等を行う場合に届出していたにもかかわらずです。

このため、指定促進に当たっては、そもそも買収を前提としておりませんが、土地所有者の御理解が不可欠であり、制度の意義等を丁寧に説明するとともに、御指摘のとおり、土地所有者への支援策についても、今後、関係省庁とも連携しながら検討してまいりたいと思います。

事前放流の効果的な実施についてお尋ねがございました。

利水ダムを活用しての事前放流につきましては、今後、更に効率的、効果的な実施に向け、一、気象予測の精度向上、二、放流管の増設などの施設改良、三、河川管理者と利水ダム管理者等が放流量について機動的に調整できるシステムの整備などに取り組む必要があると考えられます。

このため、本法案によって創設する法定協議会等を通じ、関係利水者等と連携し、これらの具体的な取組について検討、調整を図ってまいります。

下水道の樋門等の操作規則の策定義務化の効果と、自動化、遠隔化への支援についてお尋ねがございました。

下水道の樋門等の操作規則につきましては、約六割の施設での策定にとどまっているため、その策定を義務化することにより、全ての樋門等の操作が的確かつ確実に実施され、河川等からの逆流による浸水被害を防止できる効果があるものと考えております。

また、樋門等の自動化、遠隔化につきましては、令和三年度より、新たに防災・安全交付金の交付対象に追加し、地方公共団体を財政的に支援していくこととしております。

最後に、政策の実行、事業への予算づけに関するお尋ねがございました。

国土交通省におきましては、当然のことながら、これまでの政策の実行、事業への予算づけにつきましては、地域からの要望も踏まえた上で、その必要性や緊急性に応じて行つてまいりました。

また、これらの事業の実施に当たりましては、関係する自治体や学識経験者等の第三者の意見を

聞きながら、事業の各段階で事業評価を実施することにより、透明性を確保し、公平性、公正性に努めているところであります。

私自身も、これまで、与野党分け隔てなく真摯に耳を傾け、国政に当たつてまいりましたが、今後とも、この姿勢は堅持し、公平公正な政策実行に心がけてまいります。どうかよろしく願ひいたします。(拍手)

(国務大臣野上浩太郎君登壇)

○国務大臣野上浩太郎君 小宮山議員の御質問にお答えいたします。

農林施策における、治水に資する新たな制度創設等の検討についてのお尋ねがありました。

流域全体での治水対策を進めていく上で、森林の有する水源涵養等の機能や、農地、農業水利施設が持つ洪水調節機能を適切に発揮していくことが重要と考えております。

このため、農林水産省では、健全な森林の育成を図るための間伐等の森林整備や、土砂の流出を抑制する治山対策を進め、森林の有する国土保全や水源涵養機能の維持向上を進めています。また、水害が予測される際に、事前に農業用ダムの水位を下げて雨水を貯留する事前放流や、水田に雨水を一時的に貯留させる田んぼダムによる湛水被害リスクの低減等に取り組んでいます。

これらの取組に当たっては、水系ごとに設置されている流域治水協議会に農林水産省も参画し、具体的な連携を進めています。

また、近年の山地災害や洪水被害の激化を踏まえ、気候変動に対応した治山対策を進めていくため、昨年九月に学識経験者から成る検討会を設置し、技術的な検討を進めているところであります。

す。

また、本日閣議決定した新たな土地改良長期計画において、田んぼダムに取り組む水田面積の拡大、農業用ダムの洪水調節機能の強化等について位置づけ、流域治水を推進していくこととしております。

今後とも、国土交通省や地元自治体とも連携しながら、流域全体の治水対策が進むよう努めてまいります。(拍手)

(国務大臣小泉進次郎君登壇)

○国務大臣(小泉進次郎君) 生物多様性や自然環境と治水についてお尋ねがありました。

今後、気候変動により災害の激甚化が予測されていることを念頭に、湿地などの自然生態系が有する保水機能を防災対策にも活用し、自然と調和した地域づくりをすることが重要と考えています。一例としては、環境省が所管する釧路湿原国立公園内の釧路湿原がそれに当たります。

このような取組は、自然を生かした解決策、ネイチャー・ベースド・ソリューションズと呼ばれ、国際自然保護連合、IUCNにより、昨年、国際的なスタンダードが作成されました。また、二〇一〇年に愛知で採択された生物多様性の世界目標、愛知目標の次の十年間の目標が、今年、生物多様性条約COP15で採択される見込みですが、その中でも議論されるなど、世界的にも関心が高まっています。

環境省では、令和二年度より、国土交通省の協力も得て、地域の生態系を保全し、防災、減災に活用するための手引書を取りまとめるための事業を進めています。

性国家戦略の下で、このような取組を更に推進していく所存です。(拍手)

(国務大臣武田良太君登壇)

○国務大臣(武田良太君) 小宮山議員からの御質問にお答えをいたします。

私が出席したJ R東海の葛西名誉会長主催の会合について御質問がありました。

まず、J R東海、NTT、NTTドコモは、総務省から許認可等を受けていることから、大臣規範における関係業者に該当することと思いますが、出席者から特定の許認可等に関する要望、依頼を受けたことはなく、食事はしておらず、自己負担もしていることなど、当時の状況を総合的に勘案すると、大臣等規範に抵触する会合ではなかったと考えております。

また、今回の会合に関する連絡には、総務省は関与しておりません。会費については、当日、遅参の上、中座することになったため、応分の負担を行っております。

なお、御指摘の高速移動体の新たな通信技術に関しては、ミリ波帯による高速移動用バックホール技術をテーマとした研究開発が平成二十六年から平成三十年度まで総務省からの委託研究として実施をされましたが、現在行われておらず、また、御指摘の情報通信研究機構に造成された研究開発基金において、本テーマについて委託研究を行う予定はございません。

さらに、NTTドコモの完全子会社化については、法令上、総務省の許認可が必要となるものではなく、NTT側の経営判断において実施することが可能なものであります。(拍手)

今後、COP15の結果も踏まえた次期生物多様

○議長(大島理森君) 岡本三成君。

(岡本三成君登壇)

○岡本三成君 公明党の岡本三成です。

私は、自由民主党・無所属の会並びに公明党を代表いたしまして、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案につきまして、国土交通大臣に質問をいたします。(拍手)

本年三月で、東日本大震災から十年を迎えました。

改めまして、犠牲になられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げます。

二〇一一年以来、地震対策に重きを置いた防災が進んでまいりましたが、地震と並んで毎年のように起こる水害が激甚化しております。その結果、水害による被害者は、多い年で数百人にも上り、私は政治家として自責の念を禁じ得ません。

洪水、土砂災害、浸水は、地震と違い、あらかじめ豪雨の日時や降雨量がある程度予測できるため、事前避難や治水対策といった備えによつて被害を最小限に食い止めることができる災害です。

自然災害は、大勢の命に加えて、生活やなりわいを奪ってしまいます。災害の多い国であるからこそ、日本は、何をにおいてもまず防災、減災に取り組む、国民の命を守る施策に全力を注ぐ必要があります。その意味において、今回議題になっている法案の意義は非常に大きいと考えます。

防災の根本目的は、命を守ることです。国を挙げて最優先で取り組むべき課題であると考えますが、防災に対する基本認識をまず国交大臣にお伺いいたします。

そもそも、現行の法律は、平成十一年と十五年の福岡水害や平成十二年の東海水害など浸水の被害の多発を受け、都市部の河川流域における浸水

被害を防止する新たなスキームとして、特定都市河川等の指定、流域災害対策計画の策定、計画に基づき雨水貯留浸透施設の整備などの具体的な措置並びに規制措置を定めたものであります。

近年、気候変動の影響により、全国各地で水害が激甚化、頻発化しており、河川の浸水被害の総合対策を一層強化する必要性から、今回の法案提出になったものと理解をしています。

平成十五年の法制定以降、様々な施策が推進されてまいりました。国交省はこれまでの浸水対策の効果をどう評価しているのか、確認させていただきます。

都市水害を防ぐためにこれまで様々な対策が取られてきましたが、中でも流域における雨水貯留施設の整備には大きな氾濫防止効果があります。

現行法においては、新規開発事業などの浸透阻害行為に対しては、貯留浸透施設の設置が義務づけられています。今後は、既存の公園、学校などの

公共施設や大規模施設の地下貯留浸透施設の建設を一層推進していく必要がありますけれども、そのためにどのような財政支援をしていくのか、また、予算措置以外にどのような支援を考えているのか、お伺いいたします。

今回の法改正は、流域水害対策計画の対象となる河川を、河川整備で被害防止が困難な都市河川に加えて、自然条件により被害防止が困難な河川も対象として追加指定するとしています。

自然条件から被害防止が困難とは具体的にどんな河川なのか、また、国交省として対象河川の拡大は幾つぐらいの河川で実施する予定なのか、お伺いいたします。

本法案では、浸水被害の危険が著しく高いエリアを都道府県知事が浸水被害防止区域として指定することになっています。

しかし、こうした指定は、一方で住民不安を高め、地価の下落なども懸念されます。したがって、実際の対象追加に当たっては慎重な配慮が必要となります。地域住民や関係事業者の方々の利害も絡むことから、関係者の皆さんとの事前調整が不可欠と考えます。

具体的にはどのような手続で追加指定を行うのか、さらに、区域内にある要配慮者施設の安全性の事前確認を行うことになっていますが、どのような基準で実施するのかをお伺いいたします。

東京都では、荒川等の下流域である東部に広大なゼロメートル地帯を抱え、そこに約二百五十万人の方が生活をされています。一たび荒川などの堤防が決壊すると、こうした地域が広範囲にわたり浸水し、場所によっては二週間もの間、浸水が継続することが懸念されています。今後も更なる降雨量の増加が見込まれる中、こうしたリスクに対して万全の体制で臨まなければなりません。

昨年十二月に国交省と東京都で策定した災害に強い首都圏形成ビジョンでも、こうした観点から、命の安全と最低限の避難水準を確保し、さらに、浸水区域外への避難を可能とする高台まちづくりを推進する旨がうたわれています。また、大規模地震への備えとしても、町中でいち早く逃げることでできる拠点の整備は急務であります。

この点について、今回の法案ではどのような措置を講ずることとしているのか、大臣の所見をお伺いいたします。

本法案に関しまして、Xバンドレーダーについてお伺いいたします。

国交省は、現在、全国のXバンドレーダーからの情報を、Cバンドレーダーと同様に、雨量に加工をして民間に販売しています。Xバンドレー

ダーは、局地的な雨量の観測が可能になるため、豪雨に伴う水害からの避難を呼びかけるなどのサービス提供に大変有効です。そのため、その生データをリアルタイムで公開してほしいと民間事業者から強い要望があります。是非、実現すべきだと思いますが、国交大臣の見解をお伺いいたします。

次に、法案に規定されている利水ダム的事前放流の拡大を図る協議会に関して、荒川の第一調節池の中にある貯水湖である彩湖の利用についてお伺いいたします。

荒川の氾濫防止の要である荒川第一調節池は、一昨年の台風十九号の際にも大きな役割を果たしました。しかし、調節池中央に位置する彩湖の利水容量七百六十万立方メートルに関しては、事前放流を一切行っておりませんでした。

昨年十一月の予算委員会、私がこの点を指摘いたしました。今後は事前放流を実現するように要望いたしました。そして、翌十二月、関係自治体との協議が調い、ついに現行設備で対応可能な最大量である二百五十九万立方メートルの事前放流が可能となり、防災対策が大きく前進をいたしました。

しかしながら、まだ十分です。ポンプの排水量の限界から、残り五百万立方メートルもの水量が事前放流できないままとなっています。排水ポンプの増設には数十億円、建設期間も数年かかる

と推定されていますが、その効果を考えると十分に価値があると考えます。

一方で、非常時に即応するには、移動式のポンプ車を配置しての排水を検討することも重要です。どのようにしたら、より多くの事前放流が可能となり、河川の氾濫を防ぐことができるかを、

国交省一体となって早急に検討していただきたい

と考えますが、事前放流の一層の拡大につきまして、大臣の所見をお伺いいたします。

国交省は、水害を防止するために、河川や下水道における対策の強化や流域における雨水貯留対策の強化を掲げていますが、実施に当たっては予算の拡大が必要と考えます。令和三年度の国交省全体の治水事業関連費は九千二百四億円ですが、余りにも少な過ぎます。今後一層の予算の増額を要望いたします。

防災に係る費用と自然災害による経済損失を比較すると、いかに費用対効果が高いか、一目瞭然です。例えば、二〇一九年の台風十九号による経済損失は約一兆六千五百億円と試算されていますが、八ツ場ダム建設費は五千三百二十億円。これで何兆円もの経済損失を防ぐことができまして。

水害対策は、まさに国民の命に直結するものです。国交省は、今後、治水対策予算の確保にどのような取り組みのか、大臣の決意をお伺いいたします。

政治家の最大の使命は、国民の命と生活を守ることです。公明党は、防災・減災が主流となる社会の実現のためにこれからも全力で取り組むことを約束いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

（国務大臣赤羽一嘉君登壇）

○国務大臣（赤羽一嘉君） 岡本三成議員から、まず、防災に対する基本認識についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、国土交通省の使命と責任は、国民の皆様と暮らしを守ることであり、我が国は、近年、気候変動の影響により激甚災害が頻発化し、被害も甚大化しております。い

つ、どこで激甚災害が発生しても不思議でない状況下において、国民の皆様と暮らしを守るためには、新たな抜本的かつ総合的な防災・減災対策が必要です。

具体的には、まず、災害が起きてからの復旧復興ではなく、事前防災のための計画的なインフラ整備などの流域治水とともに、適切な維持修繕や老朽化対策を進めてまいります。

また、災害リスクの高い場所での開発規制や安全な地域への住宅の移動などを伴うまちづくりを進めるとともに、災害時における確で安全な避難を可能とするため、ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成や地域単位の防災訓練などによって、個人や地域の防災意識を高めてまいります。

さらに、発災直後の道路啓開や排水活動、早期の復旧のために、平素からTEC—FORCEの体制強化なども進めてまいります。

防災対策の要諦は、社会全体が手段を尽くして災害に備える力を高めることにあり、このため、防災・減災が主流となる社会づくりを全力で推進してまいります。

特定都市河川におけるこれまでの浸水対策の評価についてお尋ねがございました。

これまで、市街地の進展により土地の雨水浸透機能が低下している都市部の八水系六十四河川において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河道等の整備と流域における雨水貯留対策等を組み合わせた浸水対策を進めてまいりました。

これにより、河道の流下能力が向上するとともに、雨水の河川への流出が抑制された結果、対象河川では浸水被害が大きく軽減されたものと評価

しています。

近年の水害の教訓に基づき、今般の法改正により拡充される取組を全国に広げ、更に推進してまいります。

雨水貯留浸透施設の整備促進策についてお尋ねがございました。

本法案の施行により、民間等による雨水貯留浸透施設の整備が促進されるよう、整備費用に対する財政支援の割合を引き上げるとともに、固定資産税の軽減措置を行い、費用負担を軽減いたします。

また、雨水貯留浸透施設を併設した建築物を整備する際は容積率制限の緩和が可能な仕組みとなっており、その活用を推進してまいります。

流域水害対策計画の策定対象となる河川の拡大についてお尋ねがございました。

令和元年東日本台風などで、バックウォーター現象によって氾濫が発生しやすい本川と支川の合流点付近や、川幅が狭くなる狭窄部の上流側などの、現行の特定都市河川法で指定されていない多くの河川において、甚大な浸水被害が発生いたしました。

全国には、このような自然条件によって、河道等の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川が数多く存在しております。

今回の改正案では、こうした自然条件にある河川を新たに本法の対象に追加することとし、現状の八水系六十四河川から、関係自治体との調整を経、数百程度の河川を指定することを想定しています。

次に、浸水被害防止区域についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、浸水被害防止区域の指定について、住民の不安や地価の下落の懸念等の声があることを承知しております。このため、この法案におきましては、当該区域の指定に当たり、住民等の皆様や市町村長からの意見聴取により、地域の意向を十分に把握することとしております。

また、要配慮者施設等の安全性の確認につきましては、想定される洪水等によっても居室が浸水しないかなどの基準によって行うこととしております。

災害時の避難拠点の整備に関する本法案の措置についてお尋ねがございました。

昨年十二月、東京都とともに取りまとめた災害に強い首都「東京形成ビジョン」では、命の安全や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所として、高台まちづくりを推進していくこととしております。

本法案では、災害時の避難路や避難場所、避難者の診療の場となる医療施設、生活物資を供給する店舗などが一体となった避難拠点を都市計画に位置づけ、その計画的な整備を図るとともに、財政的支援を行うこととしております。

雨量観測データの民間企業等への提供についてお尋ねがございました。

国土交通省では、防災情報を発信する民間企業等に対し、配信に要する実費相当分の御負担をいただいた上で、水位等のデータを提供しております。

御指摘のXバンドレーダー雨量計の生データにつきましては、民間企業等への提供に向けてしっかりと取り組んでまいります。

彩湖における事前放流の拡大についてお尋ねがございました。

首都東京都を貫く荒川の氾濫リスクを低減することは、最重要の課題であります。

その対策として、荒川第一調整池内の彩湖を洪水調節に活用することについて、昨年十一月の予算委員会における岡本議員からの提案を受け、翌十二月、利水権者である東京都並びに埼玉県と治水協定を締結し、新たに、事前放流を行うことといたしました。

現在、事前放流可能な水量は二百五十九万立米であります。議員より、新たな放流設備を追加することにより洪水調節機能を強化するべきとの御指摘をいただいております。

技術的な問題など、クリアしなければならぬ課題はありますが、関係する東京都や埼玉県とも協議をしながら、排水機場の増設やポンプ車の活用など、あらゆる手法について早急に検討してまいります。

洪水対策予算の確保についてお尋ねがございました。

治水対策予算につきましては、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策に基づき、その初年度として、令和二年度第三次補正予算において四千六十億円を確保するとともに、現在審議中の令和三年度当初予算九千二百四億円と合わせ、約一兆三千億円を確保しております。

河川は、一たび氾濫すると、多くの貴重な命が失われるとともに、経済被害も甚大となり、被災者や被災地には長期にわたる様々な負担を強いることになるため、中長期的な視点に立つて計画的に

事前防災対策を進めておくことが重要であります。

今年度中には、全国百九の全ての一級水系において流域治水プロジェクトを策定いたしますが、これらのプロジェクトなどに基づき、引き続き、必要かつ十分な予算の確保に努めてまいります。

○議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、流域治水法案について質問します。(拍手)

近年、毎年のように甚大な豪雨災害が発生しています。

昨年七月の社会資本整備審議会答申、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方については、二度C上昇までに抑えても、降雨量は約一・一倍、洪水発生頻度は約二倍と試算し、従来の管理者主体の事前防災対策だけではなく、集水域と河川、氾濫域を含む流域全体、流域の関係者全員参加で被害を軽減させる、流域治水への転換を提言しました。

その具体策について、順次質問していきます。まず、治水計画等に将来の気候変動による降雨量の増大を見込むとしています。その見込み量をどのように試算するのか、工程と併せてお答えください。

次に、ダム依存の治水政策からの転換について。

国交省は、昨年七月の九州豪雨を受けた球磨川豪雨検証委員会の初会合で、川辺川ダムがあれば被害は軽減されたと発言しました。その後、蒲島

熊本県知事が川辺川ダム建設を容認しました。

川辺川ダムをめぐっては、数十年にわたる住民、有識者らの検討を経て、二〇〇八年、ダムによらない治水対策を決断しています。しかし、ダム建設に固執する国交省によって事実上棚上げされ、河川整備計画も作られていません。

現在進められている球磨川流域治水対策プロジェクト案には、ダムによらない治水を検討する場で議論された意見や、国交省ができないと言いつつ、十二年前からこうした対策を進めていけば、昨年の被害は低減されていたのではないか。河川管理者である国の責任をどう考えるか、伺います。

二〇一八年の西日本豪雨では、洪水調節を行った二百十三ダムのうち八ダムが、翌年、東日本台風では六ダムが、いわゆる緊急放流を行いました。昨年六月のダムの洪水調節に関する検討会取りまとめを受け、本案では、河川管理者、電力会社などの利水者による法定協議会を設置し、事前放流が可能なダムを増やすとしています。現在、事前放流が可能なダムはどのくらいで、どう増やしていくのか、伺います。

また、ダムの洪水調節容量を広げるため、堆砂除去は有効です。緊急浚渫事業費を補助制度にする考えはないか、伺います。

東日本台風では全国百四十二の堤防が決壊し、うち八十四か所が実は完成堤防でした。越流が主な要因とされ、決壊しにくく、決壊するまでの時間を少しでも長くする粘り強い堤防を整備すべきと答申でも明記されました。どのように進めていくのか、伺います。

次に、流域治水の進め方についてです。先行している緊急治水対策プロジェクトでは、どのように住民参加を図っているのでしょうか。また、上流と下流の住民間の調整をどのように進めていくのか、伺います。

法案では、流域水害対策計画を策定すべき特定都市河川を増やすといいますが、その趣旨を伺います。

浸水被害防止区域を創設し、開発や建築行為について規制します。これまで、十分な情報提供がされないままの造成宅地の被害が多くありました。防災集団移転を行う際の自己負担分、移転元と移転先の地価の逆転による不利益も考慮した支援策を検討すべきではないでしょうか。

法案では、民間の施設などによる雨水貯留浸透施設の整備を進めるため、補助や固定資産税減免を行います。一方、保水、遊水機能を有する土地を貯留機能保全区域として知事が指定しますが、ここにも固定資産税などの減免措置を考えるべきではないでしょうか。また、内水被害防止にとって重要な下水道の耐水化、老朽化対策の現状と今後の見通しを伺います。

最後に、流域治水について、ある国交省幹部は、ある意味で治水政策の敗北とも受け取られかねない、河川部門の担当者には抵抗感を持つ人もいたと発言したとの報道があります。本音ですか。国交省こそが、従来の発想を転換し、流域全体で取り組む治水対策へちゅうちゅうなく取り組むべきです。

以上述べて、質問とします。(拍手)

〔国務大臣赤羽一嘉君登壇〕

○国務大臣(赤羽一嘉君) 高橋千鶴子議員から、

まず、気候変動を踏まえた治水計画の見直しについてお尋ねがございました。

気候変動について、河川工学や気象学等の専門家から成る検討会で御検討いただいたところ、今後は、気候変動を踏まえ、各水系の治水計画で目標とする降雨量は、過去の実績降雨より求めた降雨量の約一・一倍とすべきことが示されたところでございます。

国土交通省としては、この検討会の結果を踏まえ、近年、大規模な洪水が発生した河川より、順次、治水計画の見直しに着手し、治水対策の加速化を図ってまいります。

球磨川の治水対策についてお尋ねがございました。

球磨川では、平成二十年度末から、ダムによる治水の検討を開始し、平成二十一年度から、河道掘削、築堤、宅地かさ上げ等を着実に実施してきたところであり、昨年七月の洪水に対しても一定の効果はありました。

しかしながら、昨年七月の豪雨では、戦後最大を大きく上回る洪水が発生し、未曾有の被害となったことを受け、再度災害を防止するため、本年一月に球磨川の緊急治水対策プロジェクトを取りまとめたところでございます。

本プロジェクトでは、段階的に進めてきた治水対策に、更なる宅地かさ上げや流域対策等を追加するとともに、熊本県知事が三十回にわたり地元の御意見を直接お聞きした上で、地元の意向として御要望された流水型ダムの調査検討を盛り込んでいるところでございます。

国土交通省といたしましては、被災地の住まいやなりわいの再建が一日でも早く実現するよう、

緊急治水対策プロジェクトを全力で推進してまいります。

事前放流の対象ダムと堆砂除去についてお尋ねがございました。

事前放流の対象となるダムは、本年三月一日時点で、一級水系では、ダムのある九十九水系の九百五十五ダム全てについて事前放流の運用を開始しております。また、二級水系では、二百五十二水系の三百九十三ダムについて事前放流の運用を開始しておりますが、令和三年出水期までに、必要な全てのダムにおいて運用の開始を目指します。

緊急浸漬推進事業の期間終了後の在り方につきましては、地方公共団体の取組状況などを踏まえ、検討する必要があると考えております。

粘り強い河川堤防の整備に関する進め方についてお尋ねがございました。

粘り強い河川堤防は、氾濫の危険性を解消することが当面困難で、決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、越水した場合でも決壊にくい構造に強化していくものであります。

引き続き、強化に使用する材料や工法の信頼性、経済性等の評価を行うとともに、民間や大学の技術も取り入れながら、粘り強い河川堤防の整備を進めてまいります。

緊急治水対策プロジェクトにおける住民参加についてお尋ねがございました。

緊急治水対策プロジェクトは、甚大な被害が発生した河川において、再度災害の防止対策を取りまとめるものであり、河川の整備につきましては、河川法に基づき、上流、下流を含む住民の意

見を反映させることとしております。

さらに、プロジェクトに含まれるそれぞれの事業の実施段階においても、地域住民の皆様と丁寧な内容を説明し、御理解を得ながら推進してまいります。

流域水害対策計画の策定対象となる河川の拡大の趣旨と、防災集団移転の際の支援策についてお尋ねがございました。

特定都市河川の対象の拡大により、今後は、浸水被害防止区域において建築物の安全性を事前に確認できるようにするとともに、防災集団移転促進事業により、被災前に安全な土地への移転も可能となります。

また、防災集団移転促進事業の実施に当たりましては、自治体において、移転元の土地、建物の買取りを行うほか、引越しの費用や移転先の住宅取得に係る住宅ローンの利子に対する支援を行っている、国がその費用のうち約九四％を負担する、手厚い支援制度となっております。

貯留機能保全区域での支援策と下水道の耐水化等についてお尋ねがございました。

貯留機能保全区域の指定に当たりましては、土地所有者への支援策も重要であることから、今後、関係省庁とも連携しながら検討してまいります。

下水道については、耐水化が必要なポンプ場が現在約五割となっております。また、標準耐用年数である五十年を経過した下水道管路は、現在約二万キロメートルでございますが、今後、加速度的に老朽化が進むと見込んでおります。

このため、国土交通省といたしましては、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策

を活用するなど、引き続き、必要な支援を行い、下水道施設の耐水化や老朽化対策を推進してまいります。

流域治水に関する報道についてお尋ねがございました。

御指摘の報道における発言につきましては私自身は承知しておりませんが、いづれにいたしましても、気候変動の影響により激甚災害が頻発化する我が国において、国民の皆様の命と暮らしを守るため、国土交通省を挙げて流域治水を始めとする防災・減災、国土強靱化対策に全力で取り組んでまいりますことをお約束いたします。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

出席国務大臣

総務大臣	武田 良太君
外務大臣	茂木 敏充君
農林水産大臣	野上浩太郎君
国土交通大臣	赤羽 一嘉君
環境大臣	小泉進次郎君
国務大臣	小此木八郎君
出席副大臣	
国土交通副大臣	岩井 茂樹君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る十八日、新型コロナウイルス感染症対策本部長菅義偉君から、次の報告書を受領した。
新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了についての報告

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

杉田 水脈君	上野 宏史君
吉川 昶君	青山 周平君
和田 義明君	加藤 鮎子君
加藤 鮎子君	木村 哲也君
青山 周平君	吉川 昶君
上野 宏史君	杉田 水脈君
木村 哲也君	和田 義明君

経済産業委員

辞任

補欠

上野 宏史君	杉田 水脈君
福田 達夫君	高木 啓君
宮川 仲君	黒岩 宇洋君
杉田 水脈君	上野 宏史君

高木 啓君	福田 達夫君
黒岩 宇洋君	宮川 仲君

議院運営委員

補欠

武内 則男君	枝野 幸男君
浅野 哲君	玉木雄一郎君
枝野 幸男君	武内 則男君
玉木雄一郎君	浅野 哲君

内閣委員

辞任

補欠

長尾 敬君	黄川田仁志君
牧原 秀樹君	村井 英樹君
岸本 周平君	高井 崇志君
黄川田仁志君	長尾 敬君
村井 英樹君	牧原 秀樹君
高井 崇志君	岸本 周平君

法務委員

辞任

補欠

国光あやの君	杉田 水脈君
屋良 朝博君	緑川 貴士君
串田 誠一君	青山 雅幸君
杉田 水脈君	国光あやの君
緑川 貴士君	屋良 朝博君
青山 雅幸君	串田 誠一君

外務委員

辞任

補欠

蘭浦健太郎君	大串 正樹君
中曽根康隆君	杉田 水脈君
緑川 貴士君	屋良 朝博君
山川百合子君	津村 啓介君
渡辺 周君	篠原 豪君

穀田 恵二君	赤嶺 政賢君
浦野 靖人君	杉本 和巳君
大串 正樹君	うえの賢一郎君
杉田 水脈君	高木 啓君
うえの賢一郎君	井出 庸生君
井出 庸生君	井上 貴博君
篠原 豪君	渡辺 周君
津村 啓介君	山川百合子君
屋良 朝博君	緑川 貴士君
井上 貴博君	蘭浦健太郎君
高木 啓君	中曽根康隆君
赤嶺 政賢君	穀田 恵二君
杉本 和巳君	浦野 靖人君

厚生労働委員

辞任

補欠

大串 正樹君	黄川田仁志君
小島 敏文君	金子万寿夫君
繁本 護君	杉田 水脈君
黄川田仁志君	大串 正樹君
金子万寿夫君	小島 敏文君
杉田 水脈君	繁本 護君

経済産業委員

辞任

補欠

小林 鷹之君	高木 啓君
富樫 博之君	福山 守君
高木 啓君	小林 鷹之君
福山 守君	富樫 博之君

国土交通委員

辞任

補欠

秋本 真利君	青山 周平君
小里 泰弘君	本田 太郎君
辻元 清美君	武内 則男君
広田 一君	津村 啓介君

環境委員

辞任

補欠

小島 敏文君	藤丸 敏君
齊藤 鉄夫君	吉田 宣弘君
森 夏枝君	串田 誠一君
藤丸 敏君	渡辺 孝一君
渡辺 孝一君	小島 敏文君
吉田 宣弘君	齊藤 鉄夫君
串田 誠一君	森 夏枝君

総務委員

辞任

補欠

石田 真敏君	深澤 陽一君
斎藤 洋明君	大野敬太郎君
松田 功君	尾辻かな子君
大野敬太郎君	牧島かれん君
牧島かれん君	菅家 一郎君
菅家 一郎君	斎藤 洋明君
深澤 陽一君	石田 真敏君
尾辻かな子君	松田 功君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

杉田 水脈君	百武 公親君
平 将明君	佐々木 紀君
武部 新君	津島 淳君

令和三年三月二十三日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

一一一

高木 鍊太郎君 堀越 啓仁君
佐々木 紀君 平 将明君
百武 公親君 杉田 水脈君
堀越 啓仁君 高木 鍊太郎君
津島 淳君 武部 新君

原子力問題調査特別委員

補欠

野中 厚君 井野 俊郎君
宮澤 博行君 根本 幸典君
伊佐 進一君 吉田 宣弘君
浅野 哲君 西岡 秀子君
井野 俊郎君 野中 厚君
根本 幸典君 宮澤 博行君
吉田 宣弘君 伊佐 進一君
西岡 秀子君 浅野 哲君

(議案提出)

一、去る十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外九名提出)

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出、衆法第一号)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の

確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

案(災害対策特別委員長提出)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外九名提出)

(調査要求承認)

一、経済産業委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和三年三月十八日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。

労働契約法第十八条「無期転換ルール」の実態に関する質問主意書(西村智奈美君提出)

新型コロナウイルス感染症療養者及び濃厚接触者等の選挙権行使に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行政手続におけるファックスを用いた書面の提出に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出食品香料ジアセチルによる呼吸器疾患の労災認定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出性同一性障害者である国家公務員への公務職場における合理的配慮の提供に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出二人分のマイナンバー等とともに個人情報流出を警告する日本年金機構の法令違反窓口に寄せられたメールに関する質問に対する答弁書

令和三年三月八日提出
質問 第六八号

食品香料ジアセチルによる呼吸器疾患の労災認定に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

食品香料ジアセチルによる呼吸器疾患の労災認定に関する質問主意書

食品香料ジアセチルのばく露による閉塞性肺疾患について、厚生労働省は二〇二〇年十二月、日本で初となる労災認定を行った。労災申請は二〇一八年十二月六日にされ、認定まで九二年を要したことになる。

労働者災害補償保険が、「労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護」(労働者災害補償保険法第一条を目的とする制度であることを踏まえ、以下、質問する。

一 今回の労災事例は食品香料製造工場において合成香料を製造中に発生したものである。労災認定後、この事業場に対して作業環境の改善や呼吸保護具の着用等、再発防止のための安全対策の指導はどのように行われたのか。

二 この事業場では認定当事者以外にも二十人ほどが作業に従事しており、中には咳が続くなどの呼吸器症状が見られた労働者の存在も証言されている。これらの労働者及び退職者に対する健康調査および肺機能調査等は実施されたのか。

三 近年、日本でも食品香料としてジアセチルは多用されている。日本香料工業会によれば、二〇〇五年現在、国内では四十二社が年間計一・六トンのジアセチルを使って香料を製造しているが、厚生労働省は直近の製造事業者数、製造量、

労働者数を把握しているか。

四 今回の労災認定事例について、ジアセチルを扱う関連業界等に対して早急に注意喚起を行うとともに、ばく露の低減対策の指導、労働者及び退職者について健康調査を実施する必要があると考えるがどうか。

五 ジアセチルを扱う工場、事業所は全国にあると考えられる。厚生労働省は二〇一七年八月に、ジアセチルを労働安全衛生法施行令別表第九「名称等」を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物に指定している(厚生労働省・基発〇八〇三第六号)が、労働現場における管理の実態把握等適切なリスク管理や作業環境の改善に向けた対策は、具体的にどのように講じられたのか。

六 厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」上で公開されている安全「データシート」では、ジアセチルの特定標的臓器毒性(反復ばく露)に関しては、過去の「ポップコーン製造工場」で混合作業を行う作業者の海外事例が言及されているのみである。今回の認定事例を新たな根拠データとして追加記載すべきではないかなぜ早急に見直さないのか。

七 厚生労働省はMOC A(三・三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタン)を原因とする膀胱がんの事案について、事案発生を認識した二〇一六年の段階で、「三・三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタン(MOC A)による健康障害の防止対策について」(基安発〇九二一第一号)を発出し、関連事業団体宛てに、①法令に基づくばく露防止措置等の徹底、②膀胱がんに関する検査の実施などを要請している。

さらに、複数の被災労働者からの労災申請に

ついて、二〇二〇年十二月に専門家検討会での検討結果をホームページで公開するとともに労災認定基準を示し、MOC Aを取り扱う事業場に対する労災請求勧奨まで行っている。

MOC Aによる膀胱がんも、ジアセチルによる閉塞性肺疾患も、同じく昨年十二月に国内初の労災認定事例となったが、ジアセチルにMOC Aと同様の対策をとっていない理由は何か。

八 近年、国内で先例のない化学物質のばく露による新たな職業病の労災事案が相次いでいる。より迅速かつ適切に労災認定が行われるよう、ジアセチルを起因とする疾病を労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる「化学物質等による疾病」に定め、迅速な労働災害の認定に繋げるよう検討されたい。また、申請から認定まで二年以上も費やしている実態は、労働者災害補償保険法の本旨に反している。本省協議の体制や専門家による検討会のあり方を見直す必要があると考えるが、これらについてどのように認識し、どう取り組まれているのか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第六八号

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出食品香料ジアセチルによる呼吸器疾患の労災認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出食品香料ジアセチルによる呼吸器疾患の労災認定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは個別の事業場に対する指導内容に関するものと考えられるところ、これを公にすることにより、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)又はこれに基づく命令を遵守させるための監督指導等の事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えは差し控える。

三について

お尋ねの「労働者数」については把握していないが、「製造事業者数」及び「製造量」に関しては、平成二十八年度厚生労働科学研究費補助金食品の安全確保推進研究事業により、日本香料工業会が平成二十九年三月に取りまとめた「香料使用量に関する調査研究」によれば、平成二十七年に国内で食品香料の製造に二・三・ブタンジオン(別名ジアセチル(以下「二・三・ブタンジオン」という))を使用した会社数は三十五社であり、二・三・ブタンジオンの使用量は二千三百七十九・五八キログラムであると承知している。

四及び五について

御指摘の「労災認定事例」は現時点では個別の事業場における事案と承知しており、お尋ねの「注意喚起」を実施する必要がある状況にはないと認識している。お尋ねの「ばく露の低減対策の指導、労働者及び退職者について健康調査を実施することについては、二・三・ブタンジオンについて、労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査及び労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十四条の二の八の規定に基づく当該調査の結果等の労働者への周知が事業

者に義務付けられているほか、同法第五十七条の三第二項の規定に基づき、事業者は、同条第一項の規定に基づく調査の結果に基づいて、同法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、これらについて引き続きその周知を図ることにより対応してまいりたい。

また、労働基準監督署において、これらの規定に基づき二・三プタンジオンが適切に取り扱われているかどうかを必要に応じて確認し、法令違反がある場合には事業場に対して必要な監督指導等を行うこととしている。

六について

御指摘の「認定事例」に関しては、現時点において二・三プタンジオンにさらされる業務と疾病との因果関係が必ずしも確立されておらず、お尋ねの厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」において公開している二・三プタンジオンに係る「安全データシート」において「特定標的臓器毒性(反復ばく露)」の「根拠データ」として追加することは適当ではないと考えている。なお、「安全データシート」については、今後必要に応じて改訂を検討してまいりたい。

七について

御指摘の「三・三—ジクロロ—四・四—ジアミノジフェニルメタン(MOCA)」による健康障害の防止対策について(平成二十八年九月二十一日付け基安発〇九二第一号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)については、化成品

等の製造事業場で複数の労働者及び退職者に三・三—ジクロロ—四・四—ジアミノジフェニルメタンによる健康障害が発生したことが判明したこと、また、当該化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に係る特殊健康診断の項目に膀胱がんに関する項目が含まれていなかったこと等から発出したものであり、二・三プタンジオンについて対応する必要がある場合には、同様の対策を講ずることを検討してまいりたい。

また、御指摘の「ジアセチルによる閉塞性肺疾患」については、現時点において二・三プタンジオンにさらされる業務と疾病との因果関係が必ずしも確立されていないため、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく保険給付の支給の決定又は不支給の決定(以下「労災認定」という。)に係る基準を示すことは現時点では考えていない。

八について

労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)別表第一の二に具体的に規定されている疾病は、医学的知見により業務と疾病との因果関係が確立されているものであるが、御指摘の「ジアセチルを起因とする疾病」については、現時点において二・三プタンジオンにさらされる業務と疾病との因果関係が必ずしも確立されていないため、同令に規定することは現時点では考えていない。

また、業務と疾病との因果関係が必ずしも確立されていない疾病に係る労災認定に当たっては、個別の事案に応じて、業務と疾病との因果関係を慎重かつ適切に判断する必要があるた

め、十分な調査を必要とするところであるが、今後とも迅速かつ適正な処理に努めてまいりたい。

令和三年三月九日提出
質問 第六 九号

性同一性障害者である国家公務員への公務職場における合理的配慮の提供に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

性同一性障害者である国家公務員への公務職場における合理的配慮の提供に関する質問主意書

性同一性障害を含む性自認に関しては、いまだに根強い偏見や差別、いじめなどの人権問題が存在しており、政府には、国民の基本的な権利の実現に向けて、これらの問題をなくし、国民の理解を深めることが求められている。平成三十一年四月二十六日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人は「性同一性障害のある方につきまして、心身の機能の障害が生じており、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるという場合には、この障害者差別解消法で定める障害者に含まれると解されます。」と答弁している。また、政府は、国家公務員の公務職場において、障害者差別解消法及び人事院規則を踏まえ、各府省庁の人事担当者向けの勉強会及び研修などにより、ハラスメントの防止を積極的に図るとしている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 性同一性障害者である国家公務員への合理的配慮の提供について

- 1 性同一性障害者である国家公務員(以下、「当事者」という。)が、障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去が必要である旨の申出(以下、「申出」という。)を行い、人事担当者から合理的配慮の提供を受ける場合、当該申出を行うに当たり必要となる要件について、当事者の人事担当者への性自認の申告で足りるのか、あるいは二人以上の医師による性同一性障害の診断書の提示や性別の取扱いの変更まで必要となるのか、詳細を伺いたい。また、各府省庁において当事者への合理的配慮の提供が行われた件数について、過去五年間における総数及び合理的配慮の提供の具体的な内容を明らかにされたい。
- 2 合理的配慮の提供として公務職場における関係職員の理解促進を図る研修などを実施する要件について
 - ① 当事者が研修などの実施の要望を申し出る際に必要となる要件について、当事者の人事担当者への性自認の申告で足りるのか、あるいは公務職場への公表若しくは告知、二人以上の医師による性同一性障害の診断書の提示や性別の取扱いの変更まで必要となるのか。
 - ② この申出の際に必要な要件について、各府省庁統一のものがあるのか。また、統一の要件がない場合は、各府省庁毎に必要とされている要件を伺いたい。
- 3 合理的配慮の提供として当事者の性自認の申告に基づく性別でのトイレ及び更衣室などの使用を認める要件について
 - ① 当事者が要望を申し出る際の要件について、当事者の人事担当者への申告で足りる

のか、あるいは公務職場への公表若しくは告知、二人以上の医師による性同一性障害の診断書の提示や性別の取扱いの変更まで必要となるのか。

② この申出の際に必要な要件について、各府省庁統一のものがあるのか。また、統一の要件がない場合は、各府省庁毎に必要とされている要件を伺いたい。

③ トイレ及び更衣室などの使用に関し、具体的な対応事例があるか。ある場合は、その件数及び主な事例の詳細を伺いたい。

二 当事者が申出を行った場合において、人事担当者が必要な対応をとらず、当事者に精神的・身体的苦痛を与え、人格や尊厳、勤務環境を害する事態となった場合、当該人事担当者の行為は、パワーハラスメントに該当し、懲戒処分の対象となり得るか。また、同様の行為を公務職場の同僚が行った場合、当該同僚の行為は、セクシャルハラスメントに該当し、懲戒処分の対象となり得るか、政府の見解を問う。また、人事院規則において性的少数者への言動が対象に追加された平成二十九年一月一日から令和三年三月一日までにおける性的少数者に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを原因とする懲戒処分件数について、府省庁ごとの件数及び停職や減給などの懲戒処分の種類の内数を示されたい。

内閣衆質二〇四第六九号

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出性同一性障害者である国家公務員への公務職場における合理的配慮の提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出性同一性障害者である国家公務員への公務職場における合理的配慮の提供に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「性同一性障害者である国家公務員・・・が、障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去が必要である旨の申出・・・を行い、人事担当者から合理的配慮の提供を受ける場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、性同一性障害のある一般職の国家公務員から自ら職場において支障となつてい事情を申し出ることや合理的配慮の提供を希望することを申し出ることについては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十三条の規定において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる

とされ、同法第八十五条の三の規定において同法の適用は一般職の国家公務員の障害者に対する差別の禁止等について除外されている等により、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二十七条に規定する平等取扱いの原則、同法第七十一条に規定する能率の根本基準、人事院規則等に基づいた対応が図られている。

その上で、お尋ねの「合理的配慮の提供として公務職場における関係職員の理解促進を図る研修などを実施する要件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、性同一性障害のある一般職の国家公務員が合理的配慮の提供を希望すること

必ずしも明らかではないが、性同一性障害のある一般職の国家公務員が、障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な「トイレ及び更衣室」などの施設の整備、本人のプライバシーに配慮した上での他の職員に対する障害の内容や必要な配慮の説明等の合理的配慮の提供を希望することの申出については、同法第二十七条及び第七十一条の規定に基づき、また、同法に基づく「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針（平成三十年十二月二十七日付け職職一二六八・人企一四四〇人事院事務総局職員福祉局長及び人材局長連名通知）を踏まえて、各府省庁が個別の事情に応じて適切に対応している。

また、性同一性障害のある職員への合理的配慮の提供が行われた件数は、政府として現時点で把握できた範囲では、平成二十八年四月一日から令和三年三月一日までの間において二十一件であった。「合理的配慮の提供の具体的な内容については、申出者のプライバシーを保護するため、詳細についてお答えすることは差し控えるが、例えば、トイレや更衣室に係る配慮等であった。

二について

お尋ねの「当事者が申出を行った場合において、人事担当者が必要な対応をとらず、当事者に精神的・身体的苦痛を与え、人格や尊厳、勤務環境を害する事態となった場合」及び「同様の行為を公務職場の同僚が行った場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に申し上げれば、性同一性障害のある一般職の国家公務員が合理的配慮の提供を希望すること

を申し出た際の人事担当者の対応が、人事院規則一〇一・一六（パワー・ハラスメントの防止等）第二条に規定する「パワー・ハラスメント」（以下単に「パワー・ハラスメント」という。）又は人事院規則一〇一・一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）第二条第一号に規定する「セクシュアル・ハラスメント」（以下単に「セクシュアル・ハラスメント」という。）に該当する場合には、懲戒処分の対象となり得る。

お尋ねの「性的少数者に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを原因とする懲戒処分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの期間において、性的指向又は性自認を理由としたパワー・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントを処分事由に含む懲戒処分が行われた事例はない。

令和三年三月十日提出
質問 第七〇号

寿都町、神恵内村における文献調査開始問題
に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する再質問主意書

当議員が令和三年一月二十六日に提出した質問第一六号「寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する質問主意書」について、内閣総理大臣より、令和三年二月五日付内閣衆質二〇四第一六号をもって答弁書（以下「答弁書」という。）が衆議院議長あてに送付されたところである。

右に関連して、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下「最終処分法」）第十条は「この章

に定めるもののほか、概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。」と定めている。

右答弁書ならびに最終処分法第十条の規定に関連して、以下の点を明示されたい。

一 答弁書二において、「御指摘の『プロセスから外れる』とは、都道府県知事又は市町村長から概要調査地区の選定につき反対の意見が示された状況においては、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、当該文献調査対象地区から概要調査地区の選定は行わないことを意味する。」としている。

右の「都道府県知事又は市町村長から概要調査地区の選定につき反対の意見」についての確認から「当該文献調査対象地区から概要調査地区の選定は行わない」という結果に至るまでの経済産業大臣、原子力発電環境整備機構、知事及び市町村長それぞれの間における手順はどのようなになるのか、最終処分法の具体的条項に即して具体的に明らかにされたい。

二 答弁書二において、「御指摘の『反対意思の伝達手続について最終処分法の施行規則を整備する』考えはない。」としている。最終処分法第十条の省令として右の施行規則を制定すること自体は法律上可能であるが制定の必要性がないので制定しないという意味か、それとも施行規則を制定することが法律上不可能であるから制定しないという意味が明示されたい。

三 答弁書三において、「御指摘の『施行規則を整備する』考えはない。」としている。最終処分法第十条の省令として右の施行規則を制定すること自体は法律上可能であるが制定の

必要性がないので制定しないという意味か、それとも施行規則を制定することが法律上不可能であるから制定しないという意味が明示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第七〇号

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する再質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出寿都町、神恵内村における文献調査開始問題に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「経済産業大臣、原子力発電環境整備機構、知事及び市町村長それぞれの間における手順」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「都道府県知事又は市町村長から概要調査地区の選定につき反対の意見」についての確認から「当該文献調査対象地区から概要調査地区の選定は行わない」という結果に至るまで」の間において、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号。以下「最終処分法」という。）第六条第三項に規定する原子力発電環境整備機構の承認実施計画に係る概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項の変更について、経済産業大臣が同項の承認をしないことを想定している。

二及び三について

御指摘の「施行規則」については、最終処分法第十条に規定する概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関し必要な事項であるとは考えていないことから、制定する考えはない。

令和三年三月十日提出
質 問 第 七 一 号

総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問主意書
とを確認することに関する質問主意書

提出者 櫻井 周

総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問主意書
現時点で政府が発表している新型コロナウイルス接種のスケジュールでは、優先接種のうち六十五歳以上の高齢者分の自治体への配送については六月末までに完了することができると（令和三年二月二十四日記者会見における河野大臣発言概要より）となっている。それ以降のワクチン接種スケジュールは示されていないが、七月以降に少なくとも七千万人以上のワクチン接種を実施することになるので、引き続き数か月間はワクチン接種実施に要するものと見込まれる。

一方で、衆議院議員の任期は十月二十一日までであり、ワクチン接種実施期間中に衆議院議員総選挙は実施される。基礎自治体は、ワクチン接種実施を円滑に進めるために多くの職員を通常業務から割いて配置することとなる。さらに、衆議院議員総選挙が執行されるならば多くの基礎自治体職員が、通常業務から割かれ、選挙事務に従事す

ることとなる。

また、これまでの衆議院議員総選挙の投票と開票に使用してきた施設のうち、ワクチン接種の集団的接種の実施会場として使用されているものが少なくない。

さて、ワクチン接種実施中に衆議院議員総選挙が執行されることとなった場合には、基礎自治体は、ワクチン接種と衆議院議員総選挙の両方を円滑に実施する責務を負うことになる。

現憲法下における衆議院議員総選挙で任期満了によるものは一回しかなく、その他は解散によるものである。すなわち、衆議院が突然解散されると、基礎自治体は直ちに衆議院議員総選挙の準備に取り掛かっていた。基礎自治体にとって、突然の衆議院解散による選挙執行の業務負担は、平時においても、大きいものであった。次の衆議院議員総選挙は、ワクチン接種という一大国家プロジェクトの最中に突然、割り込むことになることから、基礎自治体の負担は極めて大きい。

具体的には、基礎自治体は、通常業務とワクチン接種業務に配置している職員を選挙事務にも振り分ける必要がある。集団的接種の会場となっている施設については、ワクチン接種のために引き続き使用するが、衆議院議員総選挙のために使用する調整が必要となる。

国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施は最優先で行われるべきであるが、民主主義の基礎である選挙の公平公正で円滑な執行も重要であるところ、以下質問する。

一 悪影響を及ぼさずに円滑にワクチン接種を実施するために、衆議院議員総選挙のスケジュールを決定すべきと考えるが、政府の見解如何。

二 ワクチン接種を速やかに実施するために、衆

議院議員総選挙は可能な限り遅い時期、すなわち任期満了で実施すべきと考えるが、政府の見解如何。

三 総理大臣の解散権よりも国民の命の方がはるかに重要であるところ、ワクチン接種が終了するまでは、総理大臣は解散権を行使すべきでないと考えてるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二〇四第七一号

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員櫻井周君提出総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、可能な限り早く国民の皆様が接種を受けることができるよう、政府一体となつて取り組んでいるところである。

一方、衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法院と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であ

ることから、衆議院の解散をいかなる場合に行うかについては、内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

令和三年三月十日提出
質問 第七二号

二人分のマイナンバー等とともに個人情報の流出を警告する日本年金機構の法令違反窓口へ寄せられたメールに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

二人分のマイナンバー等とともに個人情報の流出を警告する日本年金機構の法令違反窓口へ寄せられたメールに関する質問主意書

今後、マイナンバーの重要性はますます高まっていくことは論をまたない。それだけに漏洩した時、または、漏洩が疑われたとき、徹底的な調査を通じて、防止策を日々向上させることが欠かせない。そこでお尋ねする。

一 日本年金機構の法令等違反通報窓口にて二〇一七年十二月三十一日十一時三十一分と同日十一時五十四分に何者かによって寄せられた、マイナンバーをはじめとする個人情報が出たという記述のあるメール(以下、当該メールという)について、政府が把握しているところをお尋ねする。

1 当該メールの内容についてお示し願いたい。
2 二〇二一年二月まで当該メールの内容を明らかにしなかつた理由をお示し願いたい。
3 当該メールには「平成三十年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」にある二人

分のマイナンバーをはじめ、氏名、生年月日、住所、電話番号、年間所得額などの個人情報の記載があるが、それは真正なものか。
4 当該メールにある「大量の個人情報」が中国のネット上で入力されているというのはいかなる意味だと考えるのか、分かる範囲でお願いします。

5 この二人分のマイナンバーをはじめとする個人情報、誰が、どこから、どうやって入手したのか、正確に把握しているのか。「蓋然性が高い」という答弁でなく、正確に把握しているのか否か、お答え願いたい。

6 当該メールには、少なくとも二人分のマイナンバーをはじめとする個人情報に記載されているが、これは何らかの法令違反の疑いがあるのか否か、内閣の見解をお示し願いたい。法令違反の疑いは全くないのか。

7 当該メールにあるとおり、少なくとも二人分のマイナンバーをはじめとする個人情報は漏れている。この件で、刑事訴訟法に規定のある国家公務員の告発義務が生じないのか。

8 当該メールにあるマイナンバーを持つ、お二人には、事情を説明して謝罪などをしたのか。また、何らかの被害がなかったか、聞き取り確認はしたのか。していないのであれば、速やかに実行すべきと考えるが、いかがか。

9 二〇一八年の厚労省と日本年金機構による調査ではマイナンバーは流出しておらず、契約違反の形で中国の事業者氏名・フリガナのみが再委託された、とのことだが、正確には何件が再委託されたのか。

10 中国の事業者日本年金機構の職員が立ち

入り調査しマイナンバーを発見したとのことだが、マイナンバーではなく、東京の株式会社SAY企画から送られた、実際の氏名とフリガナのみを切り取った画像データは中国の事業者のオフィスやコンピューターに現実に存在したのか。消えていたのであれば、いわゆるフォレンジック調査をしたのか。

二 厚生労働省社会保障審議会年金事業管理部会の中に、検証作業班が設置され、検証作業班が作成した報告書(以下、当該報告書という)を二〇二〇年十月二日に増田部会長に提出したとある(同部会の二〇二〇年十二月四日第五十二回議事録より)。この議事録には、「四人の合意した報告書を部会長にも提出」とあり、当該報告書は、検証作業班のメンバー全員(四人)が合意したもの、と、議事録にある。そこでお尋ねする。

1 当該報告書は二〇二二年二月に厚生労働省によって明らかにされたが、そこには以下(1)(2)の記述がある。

(1) 「中国の事業者氏名・フリガナ以外の情報も開示されていた可能性がある」。

二〇一八年の厚労省と日本年金機構の調査では、氏名・フリガナ以外は再委託されていない、とされたにもかかわらず、その後作成された当該報告書には「中国の事業者氏名・フリガナ以外の情報も開示されていた可能性がある」と調査に真つ向から反する記述がある。政府内部の審議会の作業班からあがった声であるので、当然、政府は再調査をすべきと考えるが、内閣の見解を問う。

(2) 「IBMに調査を依頼したが、その調査

依頼項目にはSAY企画から中国の事業者
に再委託した個人情報(氏名・フリガナの
みだったのか、それ以外の情報も含まれて
いたのか)のデータ確認は含まれていない。
氏名・フリガナのみだったとするのは、機
構が独自確認したことをIBMに伝えてい
ただけである」。

日本年金機構はIBMに、中国の事業者
にマイナンバーは入力再委託はされてい
ないことを証明してもらったとしている
が、これに真つ向から異を唱える記述であ
る。政府内部の審議会の作業班からあが
った声であるので、再調査をすべきと考え
るが、内閣の見解を問う。

2. SAY企画以外にも、日本年金機構はど
のような仕事をいくらかで発注していたの
か。また、当該メールにある申告書を見る
ことができた事業者は、トランスコスモ
ス株式会社である。当該メールにある
マイナンバーについてトランスコスモス株
式会社に対しては、なぜ、調査しないのか。

3. 二〇二二年二月の予算委員会、再調査要
請に対して、田村厚生労働大臣は、「どうい
う事情なのかは、意見が割れているのはわ
かりませんが、聞きます」旨を述べた。聞
いた結果をお示し願いたい。

4. 契約違反が判明した後、二〇一八年一月十
五日に日本年金機構はSAY企画に七千万
円を振り込んでいる。それをなぜ、三年前
の国会質疑で明らかにしなかったのか。そ
も、契約違反が判明したら支払いをスト
ップして、契約を解除するのが常識と考
えるが、いかがか。そのような契約を結
んでいなかったのか。

5. 日本年金機構はSAY企画に二億円の賠償
を請求することだが、これまでに、いく
ら戻ってきたのか。会社は解散していると聞
くが、経営陣の個人資産を含めた損害賠償請
求や損害賠償請求訴訟はされるか。
右質問する。

内閣衆質二〇四第七二号

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出二人分のマイナン
バー等とともに個人情報の流出を警告する日本年金
機構の法令違反窓口(に寄せられたメール)に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出二人分のマイナン
バー等とともに個人情報の流出を警告する
日本年金機構の法令違反窓口(に寄せられた
メール)に関する質問に対する答弁書

一〇の1から3までについて

日本年金機構(以下「機構」という。)からは、
お尋ねの当該メールの内容については、機構
に設置された「日本年金機構における業務委託
のあり方等に関する調査委員会」が取りまと
めた「日本年金機構における業務委託のあり方等
に関する調査委員会報告書」に記載のとおり、
「SAY企画の契約違反行為をうかがわせる内
容が記載」されており、また、お尋ねの「当該
メール」に記載された個人情報については、令
和三年二月二十六日の衆議院予算委員会第五分
科会(以下「第五分科会」という。)において機構

の水島理事長(以下「水島理事長」という。)が答
弁したとおり、扶養親族等申告書の「届出の内
容どおり」であり、「マイナンバーは・・・記載
された方御本人のものであることを確認」して
いると聞いている。

また、機構からは、お尋ねの「当該メールの
内容を明らかにしなかった理由」については、
第五分科会において水島理事長が答弁したとお
り、「法令違反窓口(に寄せられた情報)であるこ
とから、「通報者保護の観点」を踏まえまして、
内容の公表は控えさせていただいたもの」であ
ると聞いている。

一〇の4について

機構からは、お尋ねの箇所を含め、御指摘の
「当該メール」については、一〇の1から3まで
についてお答えしたとおり、「SAY企画の契
約違反行為をうかがわせる内容が記載」され
ていたものと受け止めていると聞いている。

一〇の5について

機構からは、第五分科会において水島理事長
が答弁したとおり、「受託事業者内でこの情報
に触れる機会があった者が、受託事業者の業務
執行の問題点を機構に通報する意図で、・・・
個人情報情報を機構に提供してきた蓋然性が高い
ものと判断」していることを聞いている。

一〇の6及び7について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
機構からは、御指摘の「当該メール」について
は、一〇の5についてお答えしたとおり、「受
託事業者内でこの情報に触れる機会があった者
が、受託事業者の業務執行の問題点を機構に通
報する意図で、・・・個人情報情報を機構に提供
してきた蓋然性が高いものと判断」していること

について、「当該メール」による通報について
は、行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年
法律第二十七号)第四十九条に規定する自己又
は第三者の不正な利益を図る目的での提供等と
は認められず、刑事訴訟法(昭和二十三年法律
第百三十一号)第二百三十九条第二項に規定す
る告発義務を負うものではないと考えている。

一〇の8について

機構からは、一〇の5についてお答えしたと
おり、「受託事業者内でこの情報に触れる機会
のあった者が、受託事業者の業務執行の問題点
を機構に通報する意図で、・・・個人情報情報を機
構に提供してきた蓋然性が高いものと判断」し
ていることから、お尋ねの「当該メール」に記
載された者に対しては連絡を行っていないと聞
いている。

一〇の9について

機構からは、お尋ねの「再委託された」件数に
ついては、約五百一万件であると聞いている。

一〇の10について

機構からは、平成三十年一月三十一日から同
年二月二日までに実施された日本アイ・ビー・
エム株式会社による中国の再委託先事業者に対
する調査が実施された時点で、株式会社SAY
企画(以下「SAY企画」という。)から中国の再
委託先事業者に送付されたデータは、中国の再
委託先事業者において削除されていたと聞いて
いる。

また、「いわゆるフォレンジック調査をした
のか」とのお尋ねについては、「いわゆるフォレ
ンジック調査」の具体的に意味するところが明

らかではないため、お答えすることは困難である。

二の1について

「再調査をすべき」とのお尋ねについては、第五分科会において田村厚生労働大臣が、「作業班自体も、一部の方はそうやって言われている方はおられますが、中であとまらず・・・中間報告も案のまままとめているというふうには私はお聞きをしていないんです・・・再調査をするというつもりは今のところありません」と答弁したとおりである。

二の2について

機構からは、「平成三十年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に関し、その受付、点検及び返戻業務について、株式会社システムシンクと約三億四千四百九十六万円の調達見込総額で、トランス・コスモス株式会社（以下「トランス・コスモス社」という。）と約十三億千八百七十一万円の調達見込総額で業務委託契約を締結していたと聞いている。

また、機構からは、お尋ねの「調査」については、「当該メール」に、当時、SAY企画の内部の者しか知り得ない情報が記載されていたため、トランス・コスモス社に対しては、「当該メール」にあるマイナンバーに係る調査は実施していないと聞いている。

二の3について

令和三年三月十日の衆議院厚生労働委員会において田村厚生労働大臣が、「部会長から状況をお聞きをいたしました、今私が申し上げたとおり、中間報告としてまとまっている、四人の中で意見がまとまっていないので成案には

なっていないということで御報告を受けております」と答弁したとおりである。

二の4について

機構からは、お尋ねのSAY企画に対する「支払い」については、SAY企画との業務委託契約に基づいて行ったものであり、第五分科会で水島理事長が答弁したとおり、「機構のルール、スケジュールに従いまして、一月十五日に支払いを行ったものでございます・・・中国の関連事業者に再委託をしていることが判明をいたしました。直ちに機構といたしましては契約解除の検討に入りましたが・・・一月になりましてから提出されました扶養親族等申告書の入力処理が必要がありましたこと、また、新規業者に直ちにシフトすることは困難であったことから、二月五日までの作業の委託についてはSAY企画に委託の継続をせざるを得ない状況であったことから、「十二月二十二日までの既に納品された業務に対する対価といたしまして、また、当面の処理を継続する必要があるために一月十五日の支払いを行った」と聞いている。

二の5について

機構からは、SAY企画に対する「損害賠償請求」については、平成三十年六月のSAY企画の解散公告を受けて、同年七月に機構からSAY企画の元代表取締役である代表清算人に対し、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十九条の規定による債権の申出を行い、当該申出に係る債権のうち、約四千万円についてはSAY企画に対する業務委託費と相殺したところであり、SAY企画の清算手続の進捗状況を

注視しつつ、損害賠償債権の回収に努力をしていく方針であると聞いている。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和三年三月十八日

提出者

災害対策特別委員長 金子 恭之

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和八年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、令和三年度における地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の総額は、約四千九百十億円となる見込みである。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（踏切道改良促進法の一部改正）

第一条 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「。」の下に「道路（を、」による道路の下に」をいう。以下同じ。」を加える。

第三条の見出しを「（改良すべき踏切道の指定）」に改め、同条第一項中「平成二十八年以降の五箇年間に於いて」を削り、「の改良の下に（当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路（以下「踏切道密接関連道路」という。）の改良を含む。以下同じ。）」を加え、同条第五項中関係市町村長を「第四項の関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項を」第三項又は第五項に改め、「都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「し」とを削り、「道路管理者（前条に規定する）及び道路管理者（二）」に「及び」を「第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されている場合にあつては、当該地方踏切道改良協議会。第六項において同じ。」並びに「に」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 市町村長は、当該市町村の区域内に存する

踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道における移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。)の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができる。 6 市町村長は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。 第三条第二項中「前項を」第一項に改め、「平成二十八年年度以降の五箇年間に於いて」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定による指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性、踏切道の周辺の地域の地形及び土地利用の状況その他の事情を勘案して行うものとする。 第四条第一項中「ときは」の下に、「国土交通大臣が指定する期日までに」を加え、「当該を」同項の規定による「に」、「提出することができ」を「提出しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、保安設備の整備、歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色そ	の他の比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法として国土交通省令で定めるものにより改良する場合にあつては、この限りでない。 第四条第四項を次のように改める。 4 第二項第二号に掲げる事項には、当該踏切道に係る他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載することができる。 第四条第十三項及び第十四項を削り、同条第十二項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第八項」を「第十四項」に改め、「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第六条第一項を」第十六条第一項に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。 10 鉄道事業者及び道路管理者は、立体交差化による踏切道の改良を行うとする場合であつて、第一項本文の規定により同項の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに、国土交通大臣に対し、その旨、当該特別	の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期日(以下この条において「計画提出期日」という。)を届け出ることができる。 11 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画提出期日が著しく不相当であると認めるときは、当該計画提出期日の変更を指示することができる。この場合において、当該指示に係る鉄道事業者及び道路管理者は、変更後の計画提出期日を届け出なければならない。 12 鉄道事業者及び道路管理者は、第十項の規定による届出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出に係る計画提出期日(前項の規定による変更の指示があつた場合には、同項の規定による変更後の計画提出期日)までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出することとすることができる。 第四条第五項中「以下」の下に「この項及び次項並びに第十六条第三項において」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。 5 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得なければならない。ただし、地方踏切道改良計画を作成する前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。	6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設(踏切道に接続する道路に沿つて設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八条第一項において同じ。)の整備又は管理に関する事項を記載することができる。 7 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、道路外滞留施設所有者等(当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。第八条及び第十条において同じ。)の同意を得なければならない。 第五条及び第六条を次のように改める。 第五条 地方踏切道改良計画の変更) 第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方	6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設(踏切道に接続する道路に沿つて設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八条第一項において同じ。)の整備又は管理に関する事項を記載することができる。 7 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、道路外滞留施設所有者等(当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。第八条及び第十条において同じ。)の同意を得なければならない。 第五条及び第六条を次のように改める。 第五条 地方踏切道改良計画の変更) 第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方
--	--	---	---	---

踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第三項から第九項まで及び第十三項から第十八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項又は前項」とあり、並びに同条第十四項及び第十六項から第十八項までの規定中「第一項又は第十二項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(国踏切道改良計画)

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「国踏切道改良計画」という。)を作成するものとする。

2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 踏切道の名称
- 二 踏切道の改良の方法
- 三 踏切道の改良に要する期間
- 四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 第四条第三項から第九項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあり、及び同条第四項中「第二項第二号」とある

のは「第六条第二項第二号」と、同条第五項、第七項及び第九項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第六項及び第八項中「第二項第四号」とあるのは「第六条第二項第四号」と読み替えるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

第十三条中「国土交通大臣以外の道路管理者」を「道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」に改め、「状況」の下に、「災害が発生した場合における踏切道の管理体制」を加え、同条を第二十二条とする。

第十二条中「改良」の下に「及び災害が発生した場合における踏切道の適確な管理」を加え、同条を第二十一条とする。

第十一条第一項中「第四条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)」の規定により提出された」、「第五条第一項の規定により作成された」及び「当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの」を削り、同

条を第二十条とする。

第十条第一項中「保安設備の整備による」を削り、「を実施する」を「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する」に、「その実施」を「その整備」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第三条第一項」の下に「又は第十三条第一項」を加え、「次項及び」を「以下この条及び」に改め、「改良」の下に「又は災害が発生した場合における指定踏切道の管理を」、「道路管理者」の下に「(特定道路改良に係る他の道路管理者を含む。)」を加え、同条第二項中「保安設備の整備による」を削り、「の実施」を「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「この条を」この項及び次項に、「同項の規定による」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従つて」に、「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十一条第二項」に、「なく当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を「なく踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に、「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を「踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項に」、「踏切道の改良」を「措置」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二

項の次に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、第十二条第二項の規定による届出を受けた場合において、第十一条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良の完了後においてもなお第三条第一項の国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、第十二条第二項の鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、当該鉄道事業者及び道路管理者が第十一条第一項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画を変更すべきことを、当該鉄道事業者及び道路管理者が同条第二項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画の作成その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、第十四条第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく同項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該踏切道に係る地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことを勧告することができる。

第八条を第十七条とする。

第七条第一項中「同項に規定する期間において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従い」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第四条第一項ただし書に規定する場合においては、前項の鉄

道事業者及び道路管理者は、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

第七条に次の一項を加える。

3 第四条第四項及び第五項（これらの規定を第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良に関する事項が記載された地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。

第七条を第十一条とし、同条の次に次の五条を加える。

（評価）

第十二条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、同項の評価を実施したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。

（災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定）

第十三条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を

図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準（災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第二項において同じ。）に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3 第三条第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第七項中「第三項又は第五項」とあるのは「第十三条第二項」と、同条第八項中「関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長）」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

（地方踏切道災害時管理方法）

第十四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大

臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。）があつたときは、国土交通大臣が指定する期限までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により同項の規定による指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条及び第十七条第四項において「地方踏切道災害時管理方法」という。）を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 地方踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならぬ。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4 第四条第十五項の規定は、前項の場合について準用する。

5 第三項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

6 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合において、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。

7 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道災害時管理方法の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府

県知事を経由して行わなければならない。

8 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道災害時管理方法が著しく不適当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

9 第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を国土交通大臣に提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道災害時管理方法について、協議によりその内容の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道災害時管理方法を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更にについて準用する。

（国踏切道災害時管理方法）

第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。）を決定するものとする。

2 国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する場合において、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業

者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について協議が成立したときは、この限りでない。 4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。 5 前三項の規定は、国踏切道災害時管理方法の変更について準用する。 (地方踏切道改良協議会) 第十六条 鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。)は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 当該鉄道事業者及び道路管理者 二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事 三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長 四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長 3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。	一 関係市町村長 二 踏切道密接関連道路の道路管理者 三 道路協力団体 四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者 4 第三項第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。 5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第六条の次に次の四条を加える。 (踏切道密接関連道路の改良の特例) 第七条 第三条第一項の規定による指定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第四条第四項(第五条第二項又は前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された他の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)が管理する踏切道密接関連道路の改良(以下この条、第十一条第三項及び第十八条第一項において「特定道路改良」という。)を行うことができる。	2 前項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行うおとるとき、及び当該特定道路改良の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 3 第一項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。 4 前項の規定により特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行う第一項の道路管理者は、道路法第八章の規定の適用については、当該踏切道密接関連道路の道路管理者とみなす。 (滞留施設協定の締結等) 第八条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項(第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」という。)を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。 一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設(以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。) 二 協定滞留施設の整備又は管理の方法 三 滞留施設協定の有効期間	四 滞留施設協定に違反した場合の措置 五 次条第三項の規定による滞留施設協定の揭示の方法 六 その他協定滞留施設の整備又は管理に關し必要な事項 2 滞留施設協定については、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならない。(滞留施設協定の縦覧等) 第九条 前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該滞留施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該滞留施設協定について、当該鉄道事業者及び道路管理者に意見書を提出することができる。 3 鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該滞留施設協定の写しを当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、滞留施設協定において定めるところにより、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を揭示しなければならない。 4 前条第二項及び前三項の規定は、滞留施設協定において定めた事項の変更について準用する。 (滞留施設協定の効力)
--	--	--	--

第十條 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた滞留施設協定は、その公示のあつた後において協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第二十三條 第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む。)及び第十四条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の一部改正)

第二條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一條」を「第三十一條の二」、
「第九節 歩行者利便増進道路(第四十八條の二十一第四十八條の二十九)」を「第九節 歩行者利便増進道路(第四十八條の二十一第四十八條の二十九) 防災拠点自動車駐車場(第四十八條の二十九の二十九)」に改める。

第十七條第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の

実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について維持(道路の啓開のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

第二十條第一項中「鉄道事業者」の下に「第三十一條及び第三十一條の二において「鉄道事業者等」という。」を加え、同条第三項中「本条を「この条」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二十條第五項中「第三項及び前項において準用する第七條第六項」を「前二項」に改める。

第二十四條中「第六項若しくは第七項を「若しくは第六項から第八項まで」に、「までは」を「まで、」に改め、「第四十八條の十九第一項」の下に「又は第四十八條の二十二第一項」を加える。

第二十四條の二第一項中「第四十四條の二第八項」を「第四十四條の三第八項」に改める。

第二十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、第十七條第八項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事をを行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第二十八條の二第一項中「道路管理者は、」の下に「踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他の」を加える。

第三十一條第一項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は」を削り、「鉄道事業者の」を「鉄道事業者等の」に、「道路管理者は、」を「道路管理者及び」に、「鉄道事業者」とを「鉄道事業者等は、」に改め、同条第二項中「と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者」を「と鉄道事業者等」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第三十一條第四項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者等」を「当該鉄道事業者等」に改め、同条ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

(道路と鉄道との交差部分の管理の方法)

第三十一條の二 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、次の各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならない。ただし、第二号に規定する交差部分については踏切道改良促進法第十三條第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

一 立体交差 当該立体交差に係る道路及び鉄道施設の維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基

準に適合するもの

二 立体交差以外の交差 災害が発生した場合における当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

2 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が前項の規定による協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 国土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が第一項の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、当該協議を求められた者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法を決定するものとする。ただし、国土交通大臣による当該管理の方法の決定前に国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したとき、又は同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保

並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

第三十三条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第二項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの

第四十四条第一項中「道路管理者は、」の下に「道路の沿道の土地、竹木又は工作物が」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものは、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

第四十四条第三項中「沿道区域」の下に「の区域」を加え、「の管理者」を「（前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の管理者」に、「を設け、」を「設置」に改め、同条第四項中「を設け、」を「設置」に改める。

第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四

十四条の次に次の一条を加える。

（届出対象区域内における工作物の設置の届出等）

第四十四条の二 道路管理者は、沿道区域（前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。）の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 届出対象区域の区域内において、工作物（前条第二項の規定により公示されたものに限る。）の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの
二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
三 国又は地方公共団体が行う行為

5 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係

る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関する場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十八条第一項及び第二項中「を設け、」を「の設置」に改める。

第三章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二 防災拠点自動車駐車場（防災拠点自動車駐車場の指定）

第四十八条の二十九の二 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるもの）をいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定を

しようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限)

第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

(防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示)

第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合においては、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(災害応急対策施設管理協定の締結等)

第四十八条の二十九の五 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点として

の機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等(当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設(以下この項において「道路外災害応急対策施設」という。))の所有者又は当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外災害応急対策施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外災害応急対策施設に係る部分のもの)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十九の七において同じ。との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条から第四十八条の二十九の七までにおいて「災害応急対策施設管理協定」という。)を締結して、当該道路外災害応急対策施設の利用を行うことができる。

- 一 災害応急対策施設管理協定の目的となる道路外災害応急対策施設(以下この項、次条第三項及び第四十八条の二十九の七において「協定災害応急対策施設」という。)
- 二 協定災害応急対策施設の利用の方法
- 三 災害応急対策施設管理協定の有効期間
- 四 災害応急対策施設管理協定に違反した場合の措置
- 五 次条第三項の規定による災害応急対策施設管理協定の揭示の方法
- 六 その他協定災害応急対策施設の利用に関する事項

し必要な事項

2 災害応急対策施設管理協定については、道路外災害応急対策施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(災害応急対策施設管理協定の縦覧等)

第四十八条の二十九の六 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策施設管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策施設管理協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるところにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所に於いてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(災害応急対策施設管理協定の効力)

第四十八条の二十九の七 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた災害応急対策施設管理協定

は、その公示のあつた後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第四十八条の三十七第一項中「部分」の下に「のもの」を加え、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に改める。

第四十八条の五十一中(昭和三十六年法律第百九十五号)第四条第六項(同条第十三項)を第四条第八項及び第九項(これらの規定を同法第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に、「に規定する同意をした同条第一項を」の規定により同法第四条第一項に、「第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。))を削り、「同意地方踏切道改良計画等」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画」に改める。

第六十三条及び第六十四条第一項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改める。

第九十一条第二項中、「第四十四条の二」を「から第四十四条の三まで」に改め、「第四十八条」の下に、「第四十八条の四十五(第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。))」を加える。

第九十五条の二第二項中「指定をし」の下に「第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し」を加え、同項ただし書中「又は制限しよ

う」を若しくは制限し、又は第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限しよう」に改める。

第九十七条第一項第一号中「並びに同条第二項を」、同条第二項「に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十七条第八項の規定により国道に関し て都道府県が処理することとされている事務

第九十七条の二ただし書中「及び同条第五項本文を」、同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文「に改め、「決定」の下に「並びに同条第三項の規定による命令を加える。

第百条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第二項中「者」を「とき」に改める。

第百一条中「生じさせた」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第百二条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第百三条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「通行した者」を「通行したとき」に改め、同条第六号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

号を加える。

七 第四十八条の二十九の三の規定による禁止又は制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用したとき。

第百四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「通行させた者」を「通行させたとき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「違反した者」を「違反したとき」に改める。

第百五条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「違反した者に」を「違反したとき」に改める。

第百六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十四条の二第三項又は第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項又は第五項に規定する行為をしたとき。

第百九条中「又は第四十八条の十九第二項を」「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)
第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 道路法第四十四条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講

ずべきことを勧告すること。

第八条第一項第二十四号中「第四十四条の二第一項を」「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項を」「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項を」「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項を」「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項を」「第四十四条の三第五項」に改め、同項第二十五号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第八条第四項中「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、同条第五項中「から第三十五号まで」を「第三十四号、第三十五号」に改める。

第九条第一項第十号中「第四十四条の二第一項を」「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項を」「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項を」「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項を」「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項を」「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号中「及び第四十八条の十一第二項を」「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同条第五項中「会社は、」を「高速自動車国道と」「の鉄道と」を「(以下「鉄道事業者等」という。)の鉄道とがに、」高速自動車国道の場合において、会社が第三條第一項の許可を受けて当該高速自動車国道の」に改め、「ときは」の下に「、会社及び当該鉄道事業者等は」

を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」とを削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十四条の二第一項を」「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項を」「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項を」「第四十四条の三第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、「第五項」の下に「又は第六項」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 会社が第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項又は高速自動車国道法第三十一条の二第二項の規定にかかわらず、道路法第三十一条の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第十三条第一項の規定によ

る指定があつたときは、この限りでない。
第十七条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 道路法第四十四条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

第十七条第一項第二十号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第二十一号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四に改め、同項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第十七条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項ただし書中「前項第九号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

条の二第四項の規定にかかわらず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができ

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第二項の規定の適用については、地方道路公社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

第三十条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 道路法第四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

第三十条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

第三十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

第三十一条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

第三十五条中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に改める。

第四十二条第三項及び第四項中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

第五十六条ただし書中「第九条第六項」を「第九条第七項及び第十七条第三項」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第四条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は鉄道事業者」の下に「(以下この条において「鉄道事業者等」という。)を加え、

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「第四十七条の二第四項」を「第四十四条の二第二項中(条例(指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。))とあるのは「国土交通省令」と、同条第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十七条の二第四項に、「又は第四十八条の十九第二項」を「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。

第二十五条の二ただし書中「第十二条第一項本文」の下に「及び第二項本文」を加える。

(鉄道事業法の一部改正)

第五条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第八条第一項及び第二項」を「第十七条第一項から第四項まで」に改める。

第二十一条第一項中「一時材料置場として」を「次に掲げる目的のため一時的に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 材料置場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条

第一項に規定する道路運送車両をいう。)の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置

第二十二條の三を第二十二條の四とする。

第二十二條の二の前の見出しを削り、同条第五項中「前条第六項」を「第二十二條第六項」に改め、同条を第二十二條の三とし、同条の前に見

出しとして「乗継円滑化措置等」を付する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(植物等の伐採等)

第二十二條の二 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により植物を伐採し、若しくは移植し、又は土石を除去するときは、あらかじめ、その植物又は土石の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採若しくは移植又は除去の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による植物の伐採若しくは移植又は土石の除去について準用する。

第六十七條中「二に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第六十八條中「二に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第六十九條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

令和三年三月二十三日 衆議院會議録第十四号

第七十條中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第八号中「第二十二條の二第三項」を「第二十二條の三第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条第九号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同条第十号中「者」を「とき」に改め、同条第十一号中「違反した者」を「違反したとき」に、「者を除く。」を「場合を除く。」に改め、同条第十二号から第十七号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十一條中「二に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條(道路法第十七條の改正規定、同法第二十四條の改正規定)、第六項若しくは第七項を「若しくは第六項から第八項まで」に改める部分に限る。、同法第二十七條の改正規定及び同法第九十七條第一項の改正規定に限る。の規定並びに附則第七條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号の改正規定に限る。及び第八條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二條(道路法の目次の改正規定(第三十一條を「第三十一條の二」に改める部分に限る。、同法第十七條の改正規定、同法第二十四條の改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十八條の二第一項の改正規定、同法第三十一條の改正規定、同法第三章第二節同条の次に一條を加える改正規定、同法第四十八條の五十一の改正規定、同法第九十七條第一項の改正規定、同法第九十七條の二ただし書の改正規定及び同法第九十九條の改正規定を除く。、第三條(道路整備特別措置法第九條の改正規定(同条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く。)、同法第十七條の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。及び同法第五十六條ただし書の改正規定を除く。及び第四條(高速自動車国道法第二十五條第一項の改正規定(又は第四十八條の十九第二項を「第四十八條の十九第二項又は第四十八條の二十二第三項」に改める部分を除く。に限る。の規定並びに附則第十二條(道路法等の一部を改正する法律(令和二年法律第三十一号)附則第八條の改正規定を除く。の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

る。)、同法第十七條の改正規定、同法第二十四條の改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十八條の二第一項の改正規定、同法第三十一條の改正規定、同法第三章第二節同条の次に一條を加える改正規定、同法第四十八條の五十一の改正規定、同法第九十七條第一項の改正規定、同法第九十七條の二ただし書の改正規定及び同法第九十九條の改正規定を除く。、第三條(道路整備特別措置法第九條の改正規定(同条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く。)、同法第十七條の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。及び同法第五十六條ただし書の改正規定を除く。及び第四條(高速自動車国道法第二十五條第一項の改正規定(又は第四十八條の十九第二項を「第四十八條の十九第二項又は第四十八條の二十二第三項」に改める部分を除く。に限る。の規定並びに附則第十二條(道路法等の一部を改正する法律(令和二年法律第三十一号)附則第八條の改正規定を除く。の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五條(鉄道事業法第十九條の三の改正規定を除く。の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の日(附則第四條において「施行日」という。)前に第一條の規定による改正前の踏切道改良促進法第三條第一項の規定による指定があつた踏切道の改良については、なお従前の例による。

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)前に第二條の規定による改正前の道路法第四十四條第一項の規定により指定された沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務については、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 施行日から第二号施行日の前日までの間における第三條の規定による改正後の道路整備特別措置法第九條第十項の規定の適用については、同項中「第四十四條の三第一項」とあるのは「第四十四條の二第二項」とあるのは「第四十四條の三第四項」と、「第四十四條の三第五項」とあるのは「第四十四條の二第五項」とする。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号イ中「並びに同条第二項」を「同

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案及び同報告書

令和三年三月二十三日 衆議院會議録第十四号

条第二項に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第十七条第八項の規定により国道に關して都道府県が処理することとされている事務

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の項中「第四条第十一項(同条第十三項を「第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む。))及び第十四条第七項(同条第十項」に改める。
(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第八項」を「第十七条第九項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の一部改正)

第九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第十条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第十三項中「第十七条第三項」を「第十七条第七項」に改める。

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第十一条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十六条第二項中「第九項から第十一項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第九条第九項及び第十項」を「第九条第十項及び第十一項」に改める。

(道路法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 道路法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条中道路法第百六条の改正規定を次のように改める。

第百六条中第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。

六 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

第四条のうち、道路整備特別措置法第八条第一項の改正規定中「第三十六号とし」の下に、「第三十四号の二を第三十五号の二とし」を加え、同条第四項の改正規定中「第三十五号」を

1 踏切道改良促進法の一部改正

(一) 国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定に係る五箇年の期限を定めないこととし、当該指定については、道路又は鉄道に關する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性等の事情を勘案して指定を行うこと。

(二) (一)の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)は、国土交通大臣が指定する期日までに、地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならないこと。

(三) 地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画には、他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良(特定道路改良)の方法に關する事項を、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得て、記載することができるとし、(一)の指定に係る道路管理者は、当該他の道路管理者(国土交通大臣を除く。)に代わって、特定道路改良を行うことができること。

(四) (一)の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、道路外滞留施設の所有者等との間において、その全員の合意により、滞留施設協定を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができること。

(五) (一)の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道の改良を完了したときは、当該踏切道の改良の完了後の状況について、自ら評価をし、鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)は、その評価の結果を国土交通大臣に届け

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

出なければならないこと。

(六) 国土交通大臣は、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道として、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定することとし、鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)は、地方踏切道災害時管理方法を定め、国土交通大臣が指定する期限までに、国土交通大臣に提出しなければならないこと。

(七) 鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担する費用として、災害が発生した場合における(六)により指定された踏切道(指定踏切道)の管理の実施に要する費用を追加することとし、鉄道事業者が負担する費用として、災害が発生した場合における当該指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備に要する費用を追加すること。

2 道路法の一部改正

(一) 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村からの要請に基づき、当該市町村が管理する道路について道路啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことができること。

(二) 都道府県又は市町村が管理する道路と鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路管理者及び当該鉄道事業者等は、交差部分の管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならないこと。

(三) 沿道区域の指定においては、当該指定に

係る沿道区域及び(四)の措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めることとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示すること。

(四) 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合に、その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない土地、竹木又は工作物の管理者は、(三)により公示されたものの管理者に限ること。

(五) 道路管理者は、沿道区域(工作物が(三)により公示されたものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができることとし、当該指定をしようとする場合においては、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならないこと。

(六) 届出対象区域の区域内において、工作物(三)により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、道路管理者に届け出なければならないこと。

(七) 道路管理者は、(六)の届出に係る行為が、災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告できること。

(八) 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、広域災害応急対策の拠

点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができることとし、道路管理者は、災害の発生した場合における被害の拡大の防止等のため、当該駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又は制限することができること。

3 道路整備特別措置法の一部改正
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、沿道区域における工作物の設置に関する勧告及び防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限を行うこと。

4 高速自動車国道法の一部改正
高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして定める基準に適合するものを決定すること。

5 鉄道事業法の一部改正
(一) 鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて他人の土地を一時的に使用する際の用途として、災害時における作業場等を追加すること。

(二) 鉄道事業者は、植物若しくは土石が輸送の安全の確保に必要な鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去すること

ができること。

6 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、所要の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
令和三年度一般会計予算において、連続立体交差事業資金貸付金に係る経費二千五百万円が、また、鉄道施設総合安全対策事業費補助に係る経費四十三億八百万円の中に所要の経費が計上されている。

右報告する。

令和三年三月十九日

国土交通委員長 あかま二郎
衆議院議長 大島 理森殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和三年三月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、令和三年二月二十四日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとした。たい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の多年にわたる友好関係及び協力を認識し、

両締約国間の堅固な安全保障関係及び防衛関係の重要性を再確認し、

二千十六年一月二十二日に東京で署名され、同

年四月一日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「特別協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

1 特別協定第一条及び第二条中「二千二十年」を「二千二十一年」に改める。

2 特別協定第七条中「二十一年三月三十一日」を「二十二年三月三十一日」に改める。

3 この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この3の中段の規定にかかわらず、この議定書が二千

二十一年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、両締約国は、この議定書が二千二十一年三月三十一日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年二月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

茂木敏充

アメリカ合衆国のために

ジョセフ・M・ヤング

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

一 本件の目的及び要旨

政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するために、アメリカ合衆国政府と協議を行った。この結果、令和三年二月二十四日に東京において、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の有効期間（二十十六年四月一日から二十二十一年三月三十一日までの五年間）を二十二十二年三月三十一日まで一年間延長するための改正を行うものである。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、令和三年度一般会計予算防衛省所管に、千六百四十三億円が計上されている。

右報告する。

令和三年三月十九日

外務委員長 あべ 俊子

衆議院議長 大島 理森殿

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和三年二月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

(別冊)

日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画

令和3年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和3年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、別表第4に掲げる継続振込等の額からその半額を減じ、さらに別表第6に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金の不足の補てんに予定していた前期繰越金の使用額が減少した場合は、その減少額の範囲内で、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を受入れ、本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が増加するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に係る調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関する経費の支出に充てることができる。

別表第1

令和3年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

款		項	金額
事業収入			
		受	信料
			690,003,980
			671,401,759

交 副 財 難 特	付 次 務 収 入 入 入 入	3, 850, 550 6, 204, 588 1, 222, 083 2, 250, 000 5, 075, 000
-----------	-----------------	---

事 業 支 出	国 内 放 送 費 330, 905, 393 国 内 放 送 費 22, 841, 285 国 内 放 送 費 10, 633, 120 国 内 放 送 費 2, 384, 434 契 約 送 信 費 55, 964, 499 契 約 送 信 費 868, 296 契 約 送 信 費 6, 471, 984 契 約 送 信 費 8, 061, 617 契 約 送 信 費 113, 447, 513 契 約 送 信 費 53, 839, 101 契 約 送 信 費 18, 831, 745 契 約 送 信 費 85, 000, 000 契 約 送 信 費 3, 750 契 約 送 信 費 1, 761, 000 契 約 送 信 費 2, 000, 000	713, 013, 737
事 業 収 支 差 金	△	23, 009, 757

(資本収支)
(単位 千円)

資 本 収 入	前 期 繰 越 金 受 入 入 入 入 減 価 償 却 資 金 受 入 入 入 入 資 産 受 入 入 入 入 入	111, 899, 757 23, 009, 757 85, 000, 000 3, 890, 000
資 本 支 出	建 設 費 資 出 資 出	88, 890, 000 86, 090, 000 2, 800, 000
資 本 収 支 差 金		23, 009, 757

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6, 849億2, 888万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、7, 112億5, 273万 7 千円であり、経常収支差金は、△263億2, 375万 7 千円である。
事業収支差金△230億975万 7 千円については、繰越金の一部をもって補てんする。
(有料インターネット活用業務勘定)
(事業収支)

款 収 入	項 金 額	(単位 千円)
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	3, 630, 228
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	3, 630, 228
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	2, 214, 925
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	2, 034, 144
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	21, 108
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	88, 127
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	37, 582
事 業 支 出	放 送 番 組 等 有 料 配 信 収 入	33, 964
事 業 収 支 差 金		1, 415, 303

事業収支差金14億1, 530万 3 千円を含む令和3年度末の繰越不足△53億9, 098万 4 千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。
(受託業務等勘定)
(事業収支)

款 収 入	項 金 額	(単位 千円)
事 業 支 出	受 託 業 務 等 収 入	1, 016, 540
事 業 支 出	受 託 業 務 等 収 入	852, 710
事 業 支 出	受 託 業 務 等 収 入	852, 710
事 業 支 出	受 託 業 務 等 収 入	163, 830

事業収支差金1億6, 383万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。
別表第2 契約種別

地 上 契 約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛 星 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
---------	--

別表第 3 支払区分

口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継 続 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第 4 受信料額(消費税込額)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	口座・クレジットカード	1,225円	7,015円	13,650円
	継 続 振 込 等	1,275円	7,300円	14,205円
	口座・クレジットカード	2,170円	12,430円	24,185円
衛 星 契 約	継 続 振 込 等	2,220円	12,715円	24,740円
	口座・クレジットカード	955円	5,475円	10,650円
特 別 契 約	継 続 振 込 等	1,005円	5,760円	11,205円

「口座・クレジットカード」とは別表第 3 に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第 3 に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。
予算総則第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項で適用する第 2 条第 1 項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。
なお、第 2 条第 5 項で規定する除外する 1 件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第 5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	口座・クレジットカード	1,075円	6,165円	11,995円
	継 続 振 込 等	1,125円	6,450円	12,555円
	口座・クレジットカード	2,020円	11,580円	22,530円
衛 星 契 約	継 続 振 込 等	2,070円	11,865円	23,090円

「口座・クレジットカード」とは別表第 3 に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第 3 に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。

予算総則第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項で適用する第 2 条第 1 項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第 2 条第 5 項で規定する除外する 1 件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第 6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1 件あたり減する月額		
	衛 星 契 約	特 別 契 約	契 約
10件以上	300円		90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が 9 件である場合は、衛星契約の契約件数を 10 件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第 2 条第 2 項の規定を第 4 項又は第 5 項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が 8 件若しくは 9 件(沖縄県の区域においては 7 件(6 か月前払額又は12か月前払額である場合に限る。))、8 件又は 9 件とする。)である場合又は特別契約の契約件数が 9 件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を 10 件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第 2 条第 2 項の規定を第 4 項又は第 5 項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第 7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 契 約	すべての契約件数を対象に、契約件数 1 件あたり 200円
特 別 契 約	

令和3年度事業計画	
1 計画概説	新型コロナウイルス感染症の流行を契機として急速に社会全体が変わろうとする中、協会を取り巻く環境も大きく変化してきている。このような状況の中で、経営計画の初年度となる令和3年度は、経営計画に基づき「新しいNHKらしさの追求」を進めるとともに、構造改革を着実に実行し、スリムで強靱な「新しいNHK」へと変わることを目指す。 事業運営にあたっては、受信料で成り立つ公共メディアとして信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていくため、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げる。あわせて、より強靱なネットワークを構築するとともに、多様で質の高いコンテンツを合理的なコストで、最適な媒体で届ける。また、日本を積極的に世界へ発信し、様々な分野で国際社会との相互理解を促進するとともに、地域の課題や情報を広く発信して地域の発展に貢献する。開催延期となった東京オリンピック・パラリンピックは、4K・8K、インターネットを含めた新技術で魅力を伝える。また、ユニバーサル放送・サービスの提供の充実に取り組む。 インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供するとともに、地方向け放送番組の提供も段階的に実施していく。 協会の主たる財源である受信料については、訪問によらない効率的な営業活動を推進し、営業経費を削減するとともに、公平負担の徹底と受信料制度の理解促進に取り組み。 NHKグループ全体で業務の見直しやガバナンスの強化を図り、組織の効率化を進めるとともに、働く一人ひとりの創造性を最大化する人事制度改革に取り組み。また、老朽化した東京・渋谷の放送センターや地域放送会館の建替えを着実に推進していく。 なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。 (1) 放送センター建替え、地域放送会館の整備を進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。 (2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立ち情報、関心の高いテーマ、課題などを積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。 また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、東京、北京の2つのオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。 B4Kは、超高精細映像チャンネルの先進的な役割を果たすとともに、BSプレミアムと番組編成の一体化を進める。BS8Kは、臨場感あふれる中継や番組を編成するなど、最高水準の放送の実現に寄与する。
	(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。 (4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適切対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かし、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。 (5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。 (6) 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・収納活動の構造改革に着手するとともに受信料制度の理解促進を図ることで、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。 (7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。 (8) グループ・ガバナンスの強化に向けて、子会社への株式の集約等のために必要な出資を行う。 (9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。 (10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。 (11) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。 2 建設計画 建設計画については、総額860億9,000万円をもって施行する。 (1) 新放送・衛星放送施設整備計画 スーパーハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。 これらに要する経費は、1億9,732万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。 これらに要する経費は、127億7,000万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送

局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。 これらに要する経費は、77億3,000万円である。 (4) 放送会館整備計画 札幌、大津、佐賀、富山及び松江の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。 これらに要する経費は、182億3,000万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。 これらに要する経費は、319億5,268万円である。 (6) 研究施設・一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、111億9,000万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、40億2,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、安全・安心を支え、正確・迅速な報道に全力をあげて取り組むとともに、公平・公正で社会の指針となるニュース・番組や娯楽、文化、スポーツ等の多彩な番組を、最新の技術も活用しながら充実させる。若者世代、現役世代をはじめとした幅広い世代への接触の拡大に取り組む。さらに、東京、北京の2つのオリンピック・パラリンピックでは、数多くの競技中継や関連番組を通じ、大会の盛り上げに寄与するとともに、幅広い視聴者の関心にこたえる。また、地域の発信力をさらに高め、地域サービスの向上を図る。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、教育、福祉等の重要課題に加え、語学、教養、趣味実用、食、健康など多彩な番組を編成し、幅広い世代の知的関心にこたえる。また、番組とインターネットとの連携を強化し、子供や若者の接触拡大を図るとともに、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させ、共生社会の実現を目指す。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日19時間を基本とする。 (イ) 衛星テレビジョン放送 BS1は、ライヴ感あふれる情報チャンネルとして、スポーツ、ドキュメンタリー、国際、地域の各分野を充実させ、視聴者の関心にこたえる。東京、北京の2つのオリンピック・パラリンピックに向け魅力的な関連番組を編成するとともに、スポーツを通じた共生社会を目指す番組にも注力する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。	BSプレミアムは、宇宙や大自然、芸術、ドラマ、歴史、趣味など、様々なジャンルの番組を編成し、格別な満足感を得られるチャンネルを目指す。また、4K一体制作のさらなる推進、BS4K同時放送枠の拡充に取り組む。放送時間は、1日24時間を基本とする。 BS4Kは、機動力と高画質の魅力を生かした幅広いジャンルの番組を提供し、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たす。また、BSプレミアムと番組編成の一体化を進める。東京オリンピック・パラリンピック期間中は、競技中継等を通して4Kの魅力を伝える。放送時間は、1日18時間を基本とする。 BS8Kは、世界最先端メディアとして、未知なる映像文化を切り開く番組を提供する。東京オリンピック・パラリンピックでは、特性を生かした臨場感あふれる中継を行い、最高水準の放送の実現に寄与する。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。 (ウ) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声幹波として、命と暮らしを守る情報を伝える。甚大化する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症の広がりに備えて、聴取者が必要とする情報を的確に発信する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組を編成するとともに、多言語によるニュースを提供し、加速する国際化に対応する。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。 F M放送は、総合音楽波として、多様で多彩な音楽・芸能ジャンルの番組を編成し、聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、地域情報波としてライフランインを中心にきめ細かな情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 (エ) 地域放送 地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。 (オ) 補完放送 データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。 テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。
---	---

(ウ) 放送番組の提供等 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,360億5,244万2千円、番組の編成企画等に243億8,700万円で、総額2,604億3,944万2千円である。 イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額704億6,595万1千円である。 以上により、国内放送費総額は、3,309億539万3千円となる。 (2) 国際放送 国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。 外国人向けテレビジョン国際放送では、ニュースと番組の両面で、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるための手がかかりとなる情報を伝えるとともに、持続可能な社会の実現に向けた取り組みや、新たな生活様式を模索する時代にふさわしい情報、日本の文化・地域の魅力を積極的に世界に発信する。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。 日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。 このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日6時間23分を基本とする。 このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 これらに要する経費は、総額228億4,128万5千円となる。 (3) 国内放送番組等配信 人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解	につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。 地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サービスを行う。 地上及びBS1、BSプレミアム各波のハイブリッドキャストやBS4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。 東京オリンピック・パラリンピックに際しては、特設サイトを中心に、放送番組や、聖火リレーなど大会に関わる番組の理解増進情報を提供する。また、最先端の技術を活用しながら字幕や手話等のユニバーサル・サービスを提供する。 さらに、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。 これらに要する経費は、総額106億3,312万円となる。 (4) 国際放送番組等配信 外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在在外人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。 アジアリレーやエニアネットの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネットワークやキングサービスを活用した発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。 これらに要する経費は、総額23億8,443万4千円となる。 (5) 契約収納 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、現行の巡回訪問営業から訪問によらない営業へ業務モデルを転換するなど、契約・収納活動の抜本的な構造改革に着手するとともに受信料制度の理解促進を図り、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。 これらに要する経費は、総額559億6,449万9千円となる。 (6) 受信対策 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。 これらに要する経費は、総額8億6,829万6千円となる。 (7) 広報 視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。 これらに要する経費は、総額64億7,198万4千円となる。
--	---

- (8) 調査研究
放送技術の研究については、新たな視聴体験ができる未来のメディア技術の研究開発を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する評価手法を用いた調査・検証を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。
- (9) 給 与
これらに要する経費は、総額80億6,161万7千円となる。
- (10) 給 与
給与については、業務改革を一層推進し、引き続き適正化に努める。公共メディアの役割を果たし、構造改革を実現する要員体制を確保する。
- (11) 退職手当及び福利厚生
これに要する経費は、総額1,134億4,751万3千円となる。
- (12) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、退職給付費の増等により、総額538億3,910万1千円となる。
- (13) 共 通 管 理
共通管理については、リモートワークの推進による増等により、総額188億3,174万5千円となる。
- (14) 有料インターネット活用業務
放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- (15) このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。
- (16) これらに係る収入は36億3,022万8千円、支出は22億1,492万5千円である。
- (17) 受託業務等
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は10億1,654万円、支出は8億5,271万円である。
- (18) 人事制度改革及び受信料の価値を最大化するためのマネジメント施策の推進
組織の機能を最大限發揮するため改革を推進し、ダイバーシティの推進や人材の育成等に取り組むほか、新たなワークスタイルの実現に向けた取り組みを推進する。
- (19) また、経営資源を放送・サービスに集中し、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立するとともに、グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化を行う。あわせて、契約者との結びつきの強化や満足度を高める視聴者コミュニケーション改革に取り組む。経営計画について客観的なデータに基づいた改革・改善の進捗管理を行う。
- (20) さらに、放送・サービスの維持継続等のためサイバーセキュリティを確保するとともに、コンテンツの徹底やリスク対策の強化に取り組む。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
年度初頭契約件数	19,425,000	19,885,000	△ 460,000
年度内新規契約件数	1,130,000	790,000	340,000
年度内解約件数	1,480,000	1,250,000	230,000
年度内増加契約件数	350,000	460,000	110,000
年度末契約件数	△ 19,075,000	19,425,000	△ 350,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
年度初頭免除件数	2,507,000	2,450,000	57,000
年度内新規免除件数	333,000	338,000	△ 5,000
年度内解約免除件数	272,000	281,000	△ 9,000
年度内増加免除件数	61,000	57,000	4,000
年度末免除件数	2,568,000	2,507,000	61,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
年度初頭契約件数	22,103,000	22,223,000	△ 120,000
年度内新規契約件数	960,000	700,000	260,000
年度内解約件数	860,000	820,000	40,000
年度内増加契約件数	100,000	120,000	220,000
年度末契約件数	22,203,000	22,103,000	100,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
年度初頭免除件数	682,000	653,000	29,000
年度内新規免除件数	108,000	197,000	1,000
年度内解約免除件数	74,000	78,000	4,000
年度内増加免除件数	34,000	29,000	5,000
年度末免除件数	716,000	682,000	34,000

(3) 特別契約
有料契約見込件数

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
年度初頭契約件数	14,000	14,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	14,000	14,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	19,425,000	22,103,000	14,000	41,542,000
年度内増加契約件数	△ 350,000	100,000	0	△ 250,000
年度末契約件数	19,075,000	22,203,000	14,000	41,292,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	202,000	148,000	350,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	2,000	1,000
年度末契約件数	201,000	150,000	351,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	12,694,000	3,465,000	2,456,000	810,000	19,425,000
年度内増加契約件数	△ 500,000	50,000	20,000	80,000	△ 350,000
年度末契約件数	12,194,000	3,515,000	2,476,000	890,000	19,075,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	106,000	28,000	31,000	37,000	202,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	2,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
年度末契約件数	105,000	30,000	30,000	36,000	201,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	12,390,000	3,775,000	5,659,000	279,000	22,103,000
年度内増加契約件数	△ 280,000	230,000	140,000	10,000	100,000
年度末契約件数	12,110,000	4,005,000	5,799,000	289,000	22,203,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	76,000	23,000	42,000	7,000	148,000
年度内増加契約件数	0	1,000	1,000	0	2,000
年度末契約件数	76,000	24,000	43,000	7,000	150,000

(3) 特別契約

区 分	分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		8,000	6,000	14,000
年度内増加契約件数		0	0	0
年度末契約件数		8,000	6,000	14,000

5 要員計画

区 分	分	要 員 数
事業運営関係		10,164人
建設		179
合 計		10,343

日本放送協会令和３年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和3年度収支予算、

放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和3年2月

臣大務総

日本放送協会令和３年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

とを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、スリムで強靱な組織となることを目指し、徹底的な取組を行うことが求められている。

協会の令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画については、230億円の事業収支差金の赤字見込んでいるところ、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保することが求められる。

「NHK経営計画(2021—2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)で示された「事業規模の削減にたる700億円程度」を還元の前資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針については、衛星付加受信料を含め、受信料引下げの内容を早期に具体化することが望まれる。

さらに、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むことが求められる。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

(四) 附錄

- 1 国内放送番組の充実
- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用すること。
- 少し高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道や国会中継、地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組に対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これらを実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を

層推進すること。

○ 第32回オリリンピック競技大会及び東京2020パリンリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の放送に当たっては、民間放送事業者と十分に意思疎通を図りながら実施し、国民・視聴者の関心的確に応えるとともに、我が国及び地域の魅力を世界に発信することにより、大会の成功に貢献するよう努めること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

○ 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。とりわけ、国が費用を負担して行う国際放送については、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に留意しつつ、これらの諸点の発信の充実に努めることが期待される。今後、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。

○ 特に、「NHKワールド JAPAN」に関し、認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めるとともに、海外の既存送信網の見直しに伴い我が国の情報発信力が低下することのないよう留意すること。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。

○ 地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めるとともに、地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた支援等に取り組むこと。

3 4 K放送の飛躍的拡大、8 K技術の多様な分野での利活用及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

○平成30年12月に開始された新4K・8K衛星放送については、その早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、コンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を行うこと。具体的には、4K放送については、東京2020大会の機会を捉え、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴方法やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供を適切に行うことにより、その飛躍的な拡大に向けて、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。また、8K技術については、医療、教育等放送以外の分野での利活用等に努めること。

○ インターネット活用業務については、協会の目的や受言料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、令和3年1月に認可した実施基準に従って、認可条件を踏まえ、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。

○ インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。

○ 地方向け番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかに

に、当該配信の充実とともに、災害情報の多面的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実を引き続き努めること。

○ 「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定については、令和元年度末時点で約67億円の繰越欠損金が計上されていることから、引き続き収支の改善に努めること。

4 経営改革の推進

○衛星波については、中期経営計画で示された「2023年度中に2Kのうち1波を削減」という点を着実に実施すること。また、音声波についても、中期経営計画で示された「2025年度に現在の3波から2波へ整理・削減する方向で検討」という点に関し、その具体的な計画を早期に明らかにし、国民・視聴者への丁寧な周知に努めること。

○ 子会社の利益剰余金が令和元年度末時点で985億円になっていることを踏まえ、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)等に基づき、子会社が適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に還元されるよう努めること。

○ 子会社等の圧り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、中期経営計画で示された「子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、高止まりしている「随意契約比率」の引下げに向けて徹底的に取り組むこと。

○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月30日公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。

○ これまで、不正経理・着服や受信契約者の個人情報等の不祥事が発生したことは、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。引き続き、再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。

○平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなったことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不眠の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグローバル働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検、強化に真摯に取り組むこと。

○ 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ。）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、必要に応じて新たな目標を設定しつつ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。

○ 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。	8 新型コロナウイルスの感染拡大への対応 ○ 協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じること。 ○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を見極め、受信料の引下げを実現することにより、家計の負担軽減に資するよう努めること。また、受信料の支払いが困難になった者への対応について、引き続き、適切に検討すること。
5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等 ○ 営業経費については、引き続き見直しを実施し、削減を図っていくこと。また、「訪問によらない営業」への転換については、その効果について検証を着実に実施し、検証結果を踏まえて不断に見直しを行うとともに、営業活動の一層の合理化・効率化に向けて、日本郵便との連携等、新たな方策に積極的かつ早期に取り組むこと。 ○ 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。 ○ 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた苦情等も踏まえ、引き続き、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。 ○ 令和3年度は支払率が80%に低下することが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策を着実に実施し、支払率の向上に全力を挙げること。	NHK経営計画(2021—2023年度) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行や相次ぐ大規模災害、経済格差の拡大など、日本と世界の社会・経済の先行きについて不透明感が増し、インターネットには不確かでありまいな情報があるれています。一方、若者を中心にテレビの保有率が低下し、幅広い世代でインターネットの利用時間が増えてテレビの視聴時間との“逆転”が予想されるなど、メディア環境や視聴者行動が大きく変化しています。 NHKは、受信料で成り立つ公共メディアとして、こうした時代の変化に向き合い、視聴者・国民のみならずまからの信頼に応えるとともに、合理的なコストでの運営に努めます。経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、正確、公平公正で、豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「新しいNHKらしさの追求」を進めます。 これにあわせて既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減するとともに550億円規模の支出削減を行い、効率的で持続可能な組織に変わります。経費を700億円規模で削減する一方、150億円程度を以下の5つの取り組みに重点投資し、スリムで強靱(じん)な「新しいNHK」となることを目指します。 ＜5つの重点項目＞ 1. 安全・安心を支える—「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築 2. 新時代へのチャレンジ—最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供 3. あまねく伝える—確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ 4. 社会への貢献—地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献 5. 人事制度改革—組織の機能を最大限発揮するための“人材”改革を推進 NHKがこれまで大切にしてきた公共的価値は、「新しいNHKらしさの追求」にあたっても、しっかりと守っていきます。 NHKが基本と考える公共的価値 ▼不偏不党、自主自律を堅持、正確で公平公正な情報を発信し、知る権利を充足して、健全な民主主義の発展に貢献▼一人ひとりの生活の安全、豊かさ、教育、福祉、文化創造に貢献▼地域社会やメディア業界の維持・発展に貢献▼日本と国際社会の相互理解に貢献▼NHKの価値の最大化を図り、視聴者・国民のみならずまから信頼され必要とされる存在となる 受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなかであっても、NHKと関連団体が一体となって「NHKでしか創り出せないこと」に注力するとともに、効率的な経営を徹底し、受信料の価値
6 大規模災害に対応するための公共放送の機能の強化等 ○ 令和2年7月豪雨等の大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。 ○ 大阪拠点放送局をはじめ、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の地方分散と強化を図るとともに、災害対策基本法等に定める指定公共機関として、国民の安全・安心を守るため、その役割を十分に果たすよう努めること。 ○ 東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。 ○ 地域の放送ネットワークの維持・管理に当たっては、民間放送事業者との連携・協力について具体化を促すための適切な協議の場を設けることも含め、一層積極的に実施していくこと。	
7 放送センターの建替 ○ 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。 ○ 投資削減は総資産、減価償却費の圧縮に寄与することに重々留意し、新放送センター、各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施すること。 ○ 新放送センター及び地域放送会館その他の建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を受信料引下げの原資に充てること。	

の最大化を進めます。全国津々浦々にネットワークを持つ、信頼される「情報の社会的基盤」として、SDGs（国連が定めた持続可能な開発目標）の考え方も踏まえながら、地域や文化を守り、次の世代も安心して豊かに暮らせる日本の未来に貢献してまいります。

◆5つの重点項目の具体施策

1. 安全・安心を支える

●「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築

- 相次ぐ大規模災害や深刻化する環境問題、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、さまざまな脅威から一人ひとりの「命と暮らしを守る」ため、専門知識を生かした取材に基づく信頼できるコンテンツを、放送とインターネットを連動させてこれまで以上にきめ細かくお届けします。地域の自治体やメディアとの連携も充実させ、日頃からの災害への備えの強化に貢献します。

- 大規模災害の発生時でも確実に放送・サービスをお届けするため、東京の放送センターの代替として大阪拠点放送局の機能を強化するとともに、老朽化した各地の放送会館の建て替えを計画的に進め、いかなる時も確かな情報を届けることができる強靱な体制を構築します。

2. 新時代へのチャレンジ

●最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

- コンテンツを報道やドラマといったジャンル別に管理することで、重複する内容の番組を整理・削減して経営資源を集中させ、見ごたえのある大型シリーズ番組など、視聴者のみなさまの期待を上回る質の高いコンテンツを、合理的なコストで、最適な媒体を通じて提供します。
- 最新の映像技術を活用して、デジタル化が進むこれからの社会に求められる教育・教養コンテンツを開発し、さまざまな世代の人たちの暮らしや学習を幅広く支援します。
- 出演者と視聴者が同じ仮想空間に参加できる「バーチャル・プラットフォーム」など、空間拡張技術を活用した、これまでにない視聴体験ができる技術の研究開発を進めます。

3. あまねく伝える

●確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

- 新型コロナウイルス感染症の流行で、人と人との距離がますます離れつつあるなか、正確な情報をさまざまな媒体で一人ひとりに届けるだけでなく、世代や地域を超えて個人をつなぐ番組などを制作し、社会が連携するきっかけとなる役割を果たします。
- AI技術などを駆使した最先端のユニバーサル・サービスの提供を拡充します。
- 訪日・在留外国人に対し、災害情報や生活に必要な情報などを、放送だけでなく、インターネット配信を効果的に活用してきめ細かく提供します。

4. 社会への貢献

●地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

- 地域情報の全国・海外への発信を大幅に増やすとともに、地域の課題を取り上げ、全国ネットワークを最大限に活用して情報を共有することで解決につなげるなど、各地域の発展にさまざまな形で貢献します。NHKが取材した情報を公共財として広く活用していただくため、オープン化の取り組みを進めます。

- 4K・8Kの技術を使って、日本各地に残る伝統的な文化や芸術、歴史遺産などを記録して未来に伝えるなど、NHKグループの持つ知見・技術を広く社会に提供します。

- 民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発した技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進めます。

5. 人事制度改革

●組織の機能を最大限発揮するための“人材”改革を推進

- 人事制度を抜本的に改革し、NHKで働く一人ひとりの創造性を最大化します。多様な人々がそれぞれの働き方で力を発揮できるよう、ダイバーシティを推進するとともに、地域に根ざす人材がいつそう活躍する環境を整えつつ、「新しいNHKらしさの追求」を実現する“人材”を育成します。

◆スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革

◎保有するメディアの整理・削減

- 放送波の整理・削減にあたっては、現在提供しているコンテンツに対するニーズを踏まえ、視聴者のみなさまの利便性を損なわないことに留意しながら進めます。

●衛星波は2Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討

- 衛星波のうち、右旋の3波(BS1・BSP・BS4K)の見直しを行い、2023年度中に2Kのうち1波を削減します。削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。さらに、将来的には4Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。

- BS8Kについては、効率的な番組制作や設備投資の抑制を徹底し、東京オリンピック・パラリンピック後に、あり方に関する検討を進めます。

●音声波は2波(A・F)への整理・削減に向けて検討

- 音声波については、民間放送のA・Fへの転換の動きや聴取者への利用実態調査の結果などを考慮しつつ、インターネットの活用や編成上の工夫をしながら、2025年度に現在の3波(R1・R2・F)から2波(A・F)へ整理・削減する方向で検討を進めます。

◎インターネット活用業務

●NHKのコンテンツにいつでもどこでも触れられるようインターネットを適切に活用

- 日本への理解促進のため、海外向けコンテンツを、衛星放送だけでなくインターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的・効果的に世界に発信します。
- インターネットでの地方向け放送番組の提供は、必要な設備を整備し、段階的に進めます。
- インターネット活用業務実施費用の抑制的な管理に向けた体制を整備します。

◎「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策

●効率的な業務体制の確立と保有設備の削減

- 経営資源を放送・サービスに集中させるため、管理間接部門を削減するなど、グループ全体で業務や要員などの全面的な見直しを行い、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立させます。

○ 老朽化した東京・渋谷の放送センターや各地の放送会館の建て替えを進める一方、設備のシンゾリ化・集約化・クラウド化を推進して保有設備の削減を進めます。

● 営業経費の削減と視聴者の満足度を高める視聴者コミュニケーション改革

○ ポストコロナ時代を見据え、訪問によらない効率的な営業活動への移行で経費を削減するとともに、営業経費のさらなる抑制を図るため、新たな制度の導入を国に求めています。

○ 契約いただいているみなさまとの結びつきの強化や、満足度を高める取り組みを推進し、視聴者のみなさまにより信頼され、より必要とされるNHKとなるために努力を重ねます。

● グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化

○ NHKの関連団体については、「新しいNHKらしさの追求」に向けて機能・役割を見直し、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減してスリムで強靱な体制を構築します。

○ 子会社については、改革をよりスピーディーに進めるため、中間持株会社の導入を視野に業務・要員の効率化や管理機能の集約など、ガバナンスの強化を進めます。

○ 財団については、社会貢献事業を強化するため業務のあり方を見直し、2023年度の統合に向けて検討を進めます。

● 経営計画の進捗状況の評価・管理の明確化

○ 決算と業績の評価を重視し、客観的なデータに基づいて改革・改善の進捗管理を行い、目標達成につなげる仕組みを明確化します。代表的な指標等は公表し、説明責任を果たします。

○ NHKグループ全体として、経営委員会が定めた「内部統制関係議決」に基づき整備した体制（関連団体運営基準等）を適切に運用し、コンプライアンスの徹底など業務の適正性を確保します。

◆ 計画期間中の収支と受信料の考え方

◎ 収支見通し

受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなか、経営資源を放送・サービスに集中させて視聴者のみなさまのニーズに応え、受信料の価値の最大化を図るため、構造改革による支出規模の圧縮に取り組みます。

事業収入：2021年度は、2020年度に実施した値下げ（2018年度から順次実施した奨学金受給学生への免除など）あわせて年間400億円規模の還元が通年で影響することや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2020年度予算比で約300億円の減収を想定しています。本経営計画期間中は厳しい経済状況が継続することを想定し、2022年度と2023年度についても毎年10億円程度の減収を想定しています。

事業支出：構造改革を断行して550億円規模の支出削減を行い、2023年度には支出を6,800億円規模に抑えます。3年間で700億円規模（2020年度予算比）の削減を行う一方で、150億円程度を5つの取り組みに重点投資します。新放送センター情報棟の整備や各地の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金（大災害時の事業維持などに必要な額は確保）を充当することにより対応します。

区 分

2020年度
予算

増 減

増 減

増 減

事業収入

うち受信料収入

事業支出

事業収支差金

7,204

6,974

7,354

△ 149

6,900

△ 304

6,890

△ 10

6,714

△ 260

6,700

△ 14

7,130

△ 224

6,890

△ 240

△ 230

△ 80

0

230

80

80

（億円）

◎ 受信料を2023年度に値下げの方針

○ こうした支出の削減に加えて、さらなるコストの圧縮を進め、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剰余金を積み立てる仕組みの導入なども行い、還元の原資として事業規模の一到たる700億円程度を確保します。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見極めながら、具体的な方法などを検討し、衛星放送の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針です。また、衛星付加受信料の見直しを含めた総合的な受信料のあり方について導入に向けた検討を進めます。値下げの詳細の決定にあわせて、本経営計画の修正を行います。

○ 受信料制度について、あらゆる機会を通じて視聴者のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただくための活動を強化します。公平負担の徹底の観点から、支払率80％台の維持に努めるとともに衛星契約割合を向上させ、運営に必要な受信料収入を確保します。

〔受信料額〕月額：地上契約1,225円、衛星契約2,170円（口座・クレジット）〔消費税含む〕※沖縄県は料額が異なる〕

事業収入、支払率などは現時点での想定であり、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大など、今後の社会・経済状況の変化などによっては見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号および第3号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2021年度から2023年度まで（2021年4月1日から2024年3月31日）の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

(1) 国内放送として、テレビジョン放送（総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K）、中波放送（第1放送、第2放送）、超短波放送（FM放送）を実施する。

(2) 国際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。

(3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。

(4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。

(5) 上記のほか、放送法第20条第2項（上記(3)を除く）及び第3項の業務を実施する。

題 目

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会の令和三年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第七十条第二項の規定により総務大臣の意見を付すとともに、中期経営計画を添えて国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の令和三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第七十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和三年度収支予算等について、「二百三十億円の事業収支差金の赤字を見込んでいるところ、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保することが求められる」とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ三百四億円減少の六千九百億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ二百二十四億円減少の七千三百三十億円となっており、事業収支における不足二百三十億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填する。

受信料の額は、令和二年十月一日より、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約千二百二十五円、

衛星契約二千七百七十円、継続振込等の場合、地上契約千二百七十五円、衛星契約二千二百二十円等となっている。

2 事業計画

(1) 放送センター建替え、地域放送会館の整備を進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新情報を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らしの視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題などを積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、東京、北京の二つのオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。

BS4Kは、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たすとともに、BSプレ

ミアムと番組編成の一体化を進める。BS8Kは、臨場感あふれる中継や番組を編成するなど、最高水準の放送の実現に寄与する。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第十五条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。

(5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。

(6) 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・収納活動の構造改革に着手するとともに受信料制度の理解促進を図ることで、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。

(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(8) グループガバナンスの強化に向けて、子会社への株式の集約等のために必要な出資を行う。

(9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(11) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

3 資金計画

令和三年度の資金計画は、受信料等による入金総額八千八百八十四億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千六百四億円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の令和三年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和三年三月二十二日

総務委員長 石田 祝稔

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議
政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、令和三年度予算において一昨年度より三期にわたって事業収支差金の赤字を見込んでいることについて、放送法に定められた目的に即し、業務の目的の明確化や業務の見直しなどにより、収支均衡を基本とする安定的な業務運営の体制確保に努めること。

二 協会は、協会本体及びグループの職員による一連の不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、協会一体となつて綱紀を粛正しコンプライアンスを徹底した運営を行うことで、信頼回復に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。

三 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定めら

れた役割を的確に果たせるよう、監督権限行使すること。役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。

四 協会は、過去の記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な業務運営と労働環境確保に努め、長時間労働による被害を二度と起こさないよう、全力で取り組むこと。また、ハラスメント防止に向けた取組の一層の促進等、労働環境改善に努めること。

五 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人によさしい放送」のさらなる拡充により放送のバリエアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

六 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、その職務が社会において重大であることを認識し、公正な判断をすることができると経験を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地が公平に代表されること、女性の比率を引き上げることなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任する

よう努めること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、議事録の適切な作成・管理を行うとともに必要な時は公表すること。

八 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

九 協会は、平成二十九年十二月の最高裁判決に鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となつて、一層努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるべきことを、職員及び業務委託先に指導し、周知徹底すること。

十 協会は、繰越金や今後の事業収支の状況と新型コロナウイルス感染症拡大の影響を見極め、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、受信料の引下げについて早急に検討するとともに、受信料の支払いが困難となつた者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うこと。

十一 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野での業務について、民間放送事業者の見

解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図り、通信分野での協会の在り方について、できるだけ明確にその姿勢を示すよう努めること。また、費用全体を抑制的に管理するとともに、国民・視聴者にわかりやすく公開・説明すること。

十二 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十三 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十四 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び本年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十五 協会は、地域の魅力を生かした活性化と発展の観点から、地域の様々な分野の関係者と連携を強化し、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域の発展に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に努めること。

十六 協会は、障害者の雇用率を一層高め、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障害者の働く環境改善を進めること。また、女性の採

用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

十七 協会は、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

十八 政府は、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料制度の在り方について真摯に検討し、その結果を踏まえ、必要の措置を講ずること。

十九 政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

二十 協会は、中期経営計画の実行に当たって、協会と業務上の関係を有する者に対する影響等に留意すること。

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話 03 (3587) 4294

定 価 本号一部 二四二円
(本体 二二〇円)